

「英」條約案第二編第二款第二章ハ其ノ附屬書第四ニ華府條約署名國以外ノ國ノ海軍兵力力量ヲ掲タルモノトシ右兵力力量ハ當該國ニ付昭和七年度國際聯盟軍事年鑑中ニ記載セラルル數字ヲ用フトノ大綱ヲ記載スルノミニ止マリシカ（但シ制限外艦艇及特殊艦船ヲ除ク）其ノ後「英」代表部ハ昭和八年五月二十六日附(Conf. D./C. G./117)ヲ以テ國際聯盟事務總長ニ對シ「英」條約案第二十九條乙ニ掲タル噸數即チ乙級巡洋艦、驅逐艦及潛水艦並特殊艦船（條約案第二編第二款第二章附屬書第三）噸數ヲ右年度軍事年鑑ニ基キ算定公表セムコトヲ求メタルニ依リ聯盟事務局ハ右 C. G. 117 ニ華府條約署名國以外ノ國保有噸數表ヲ作成配布シタリ

第四編 空 軍 問 題

目 次

第四編 空軍問題	一七五
第一章 總 說	一七五
第二章 各 論	一七五
第一節 「英」條約案提出前三於ケル空軍問題經緯	一七五
第一項 七月二十三日「一般委員會」決議ト空軍問題	一七五
第二項 會議第一期ニ於ケル空軍事項ニ對スル我方態度	一七六
第三項 空軍問題討議方法審議ト報告者任命	一七七
第四項 空軍報告ノ審議及採擇	一七八
第五項 空軍分科會參加不希望ニ關スル我方通告	一八〇
第六項 昭和七年十一月十四日「佛」案ニ表ハレタル空軍事項	一八〇
第一目 「佛」案ノ內容	一八〇
第二目 「一般委員會」ニ於ケル「佛」案ノ討議	一八一
一、「獨」ノ態度	一八一
二、「智恵古」ノ態度	一八二

三、「ユーロースラヴィア」ノ態度.....	二八二
四、「蘭」ノ態度.....	二八二
五、「佛」ノ説明.....	二八二
第七項 昭和七年十一月十七日「英」外相聲明中ノ空軍關係事項.....	二八二
第八項 會議々事「プログラム」ニ關スル「英」提案ト空軍事項.....	二八三
第一目 「英」案ノ内容.....	二八三
第二目 「幹部會」ニ於ケル「英」案ノ討議.....	二八四
第三目 「一般委員會」ニ於ケル「英」案ノ討議.....	二八四
第一、主要空國本委員會設置ノ原則決定.....	二八四
第二、主要空國委員會權限ニ關スル「英」案ノ討議.....	二八四
一、「英」提案.....	二八五
二、「英」案ノ説明.....	二八五
三、「米」ノ見解.....	二八五
四、「獨」ノ態度.....	二八六
五、「佛」ノ態度.....	二八六
六、「西」修正案.....	二八六
七、「西」修正案ニ對スル「英」ノ態度.....	二八七
第三、「空軍特別委員會」ノ設置及構成.....	二八七
一、權限及事務終了期限.....	二八七
三、第一回會合期日.....	二八八
第九項 「空軍特別委員會」ノ事業概略.....	二八八
第一目 概 説.....	二八八
第二目 各 説.....	二八九
第一、議事手續ノ決定.....	二八九
一、議事手續ニ關スル議長提案.....	二八九
二、議長提案ニ對スル各國ノ態度.....	二九一
(一) 「英」ノ見解.....	二九一
(二) 「獨」ノ態度.....	二九一
三、軍用航空廢止條件ノ先議決定.....	二九一
第一、軍用航空廢止ノ條件トシテノ民用航空ノ國際規律及監督ニ關スル討議.....	二九四
二、「國際規律ハ軍用航空廢止ノ爲ニスル充分ナル條件ナリヤ」ノ問題.....	二九四
(一) 「伊」ノ態度.....	二九四
(二) 「蘭」ノ態度.....	二九四
三、「獨」ノ態度.....	二九四
二六七	二九四

(四) 「佛」ノ態度.....	二九五
(五) 「典」ノ見解.....	二九五
(六) 「白」ノ態度.....	二九六
(七) 「智恵古」ノ態度.....	二九六
(八) 「土」ノ態度.....	一九六
(九) 「ユーポースラヴィア」ノ態度.....	一九六
三、決定.....	
第三、軍用航空廢止ノ條件トシテノ民用航空國際化ニ關スル討議.....	一九七
一、各國ノ態度.....	一九七
(一) 「佛」ノ態度.....	一九七
(二) 「波蘭」ノ態度.....	一九八
(三) 「白」ノ態度.....	一九八
(四) 「蘭」ノ態度.....	一九八
(五) 「蘇」ノ態度.....	一九九
(六) 「伊」ノ態度.....	一九九
(七) 「英」ノ見解.....	二〇〇
二、「獨」ノ討議不參加聲明.....	二〇〇
(一) 「獨」ノ聲明.....	二〇〇
(二) 議長ノ反駁.....	二〇〇
(三) 「獨」ノ自說固持.....	三〇一
三、「獨」ト議長トノ妥協成立及「獨」ノ參加繼續.....	三〇一
第四、軍用航空廢止ノ條件トシテノ民用航空國際化ニ關スル審議ノ再開.....	三〇二
一、「佛」ノ國際化案ノ内容.....	三〇二
二、各國態度ノ概要.....	三〇四
(一) 「典」ノ態度.....	三〇四
(二) 「獨」ノ態度.....	三〇四
(三) 「佛」ノ態度.....	三〇四
三、國際化適用範囲ニ關スル非歐洲國ノ留保.....	三〇五
(一) 概說.....	三〇五
(二) 「日」「米」兩國ノ聲明.....	三〇五
第五、小委員會ノ設置.....	三〇六
第六、軍用航空廢止ノ條件トシテノ國際航空警察ノ審議.....	三〇七
一、各國態度ノ概要.....	三〇七
(一) 「佛」ノ態度.....	三〇七
(二) 「英」ノ態度.....	三〇八
二、國際航空警察ノ任務.....	三〇八
△國際關係緊張ノ場合ニ於ケル空中交通確保任務ニ關スル討議.....	三〇九
(一) 「蘭」ノ態度.....	三〇九

(二) 「白」ノ態度.....	三〇九
(三) 「英」ノ態度.....	三〇九
(四) 議長ノ提議.....	三一〇
△民用航空ノ濫用及軍用防歴任務ニ關スル討議.....	三一一
三、國際航空警察問題ノ起草委員會題付.....	三一一
第七、民用航空國際化及國際航空警察質問集ノ審議.....	三一一
一、質問集ノ內容.....	三一一
二、質問集ノ討議.....	三一六
○第一問.....	三一七
○第二問.....	三一七
(一) 「佛」ノ見解.....	三一七
(二) 「獨」ノ見解.....	三一七
(三) 第二問ニ關スル議長修正案.....	三一八
○第三問.....	三一八
(一) 「佛」ノ態度.....	三一八
(二) 「英」ノ見解.....	三一九
第二節 「英」條約案提出後ニ於ケル空軍問題經緯.....	三一九
第一項 「英」條約案一般討議ニ表ハレタル空軍事項.....	三一九
第一目 「英」條約案空軍條項ニ關スル「英」首相ノ説明.....	三一九
第二目 空軍條項ニ對スル各國ノ一般的見解.....	三一〇
一、「波蘭」ノ見解.....	三一〇
二、「佛」ノ態度.....	三一〇
三、「蘇」ノ見解.....	三一〇
四、「土」ノ態度.....	三一〇
五、「諾」ノ見解.....	三一〇
六、「支」ノ態度.....	三一〇
第二項 「英」條約案空軍條項ノ討議.....	三一〇
第一目 「英」條約案空軍條項條文及各國修正案.....	三一〇
○第三十四條々文.....	三一〇
△第三十四條ニ對スル修正案.....	三一〇
一、「暹羅」修正案.....	三一〇
二、「ブテイト、アンタント」修正案.....	三一〇
三、「波斯」修正案.....	三一〇
四、「獨」修正案.....	三一〇
五、「埃及」修正案.....	三一〇
六、「土」「蘇」「支」「アフガニスタン」「波蘭」修正案.....	三一〇
○第三十五條々文.....	三一〇
△第三十五條ニ對スル修正案.....	三一〇

一、「蘇」「塙」「洪」修正案.....	三一四
二、「波蘭」修正案.....	三一四
三、「支」修正案.....	三一五
四、「獨」修正案.....	三一五
◎第三十六條々文.....	
△第三十六條ニ對スル修正案.....	
一、「支」「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一六
二、小協商國修正案.....	三一六
三、「波蘭」修正案.....	三一六
◎第三十七條々文.....	
△第三十七條ニ對スル修正案.....	
一、「支」「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一六
二、「蘇」修正案.....	三一六
三、「波蘭」修正案.....	三一六
◎第三十八條々文.....	
△第三十八條ニ對スル修正案.....	
「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一七
◎第三十九條々文.....	
△第三十九條ニ對スル修正案.....	
一、「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一七
二、「支」「塙」「洪」修正案.....	三一七
三、「希」修正案.....	三一七
四、「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一八
◎第四十一條々文.....	
△第四十一條ニ對スル修正案.....	
一、「支」「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一八
二、小協商國修正案.....	三一八
◎飛行機表ニ對スル修正案.....	
一、「芬」修正案.....	三一九
二、「蘇」修正案.....	三一九
三、「土」修正案.....	三一九
四、「希」修正案.....	三一九
五、「波蘭」修正案.....	三一九
六、小協商國修正案.....	三一九
七、「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一九
○第三十條々文.....	
△第三十條ニ對スル修正案.....	
一、「支」「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一五
二、「蘇」修正案.....	三一五
三、「希」修正案.....	三一五
四、「獨」修正案.....	三一五
五、「波蘭」修正案.....	三一五
六、「蘇」修正案.....	三一五
七、「獨」「塙」「洪」修正案.....	三一五

第二目 各國態度ノ概要

一、「蘇」ノ見解	二二〇
二、「諾」ノ態度	二二〇
三、「支」ノ態度	二二一
四、「米」ノ態度	二二一
五、「瑞西」ノ意見	二二一
六、「英」ノ見解	二二一
七、「イラク」ノ除外例要求	二二一
八、「蘭」ノ見解	二二一
九、「佛」ノ聲明	二二一
十、「波蘭」ノ態度	二二一
十一、「小協商國」ノ態度	二二一
十二、「瑞典」ノ態度	二二一
十三、「獨」ノ見解	二二一
第11日 「西」修正案	二二四
第四目 空中爆撃ニ對スル我方ノ聲明	二二七
第五目 我方聲明ニ對スル「英」「米」ノ陳述	二二九
第六目 「英」「米」陳述ニ對スル我方ノ反駁	二三〇

空軍問題ハ空軍カ從來陸海軍ノ負擔シヨリシ職能ノ一部分ヲ引受ケタルカ爲右二軍備トノ間ニ編成上緊密ナル關係ヲ有シ従テ空軍々備ニ對シ加ヘラル、斧鉗ハ直チニ陸海軍ニ其ノ影響ヲ及ホス事實、航空技術及機械ノ發達ノ迅速ナル事實及民衆航空カ迅速ニ軍用ニ轉化シ得ル事實等ノ爲解決極メテ困難ニシテ會議第一期中「空軍特別委員會」ヲシテ必要ナル研究ヲ行ハシメタルモ何等見ルヘキ結果ニ達セス結局空軍問題ニ對スル各國ノ一般的態度ハ昭和八年三月十六日提出ノ「英」條約案一般討議ノ場合ニ表明セラレタルニ止マリ我方ニ於テモ其ノ際帝國ノ態度ヲ表明スル處アリタリ

第二章 各 論

第四編 空 軍 問 題

第一章 總 說

第一節 「英」條約案提出前ニ於ケル空軍問題經緯

第一項 七月二十二日「一般委員會」決議ト空軍問題

一、昭和七年二月乃至同七月軍縮會議第一期ニ於ケル空軍事項ハ主トシテ「西」代表「マダリアガ」ヲ議長トセル空軍本委員會ニヨリ研究セラレタリ同委員會ハ昭和七年四月二十二日「一般委員會」決議アルヤ専ラ特ニ攻擊的特ニ國破防壊ニ有效ナル且最モ一般市民ニ脅威ヲ及ボス空軍兵器ノ何タルカヲ定ムルカ爲ノ審議ヲ行ヒタルモ空軍事項カ陸、海軍備ニ比シ新シキ軍備タルト同時ニ其ノ技術的進歩カ殆ト日進月歩ナルニ鑑ミ且航空機カ平戰兩用ニ充テラルル適用性ノ極メテ大ナルカ爲議論ハ複雜困難ヲ極メ從テ空軍委員會報告(Conf. D./123)ノ如キ寧ロ一般的考察ヲ蒐錄スルニ止マレルモ右報告書ハ我方ノ主張ニ基キ航空母艦及著甲板竝ニ臺裝置軍艦ヲ特ニ攻擊的等ノ性質ヲ具備スルモノナルコト、ヲ大

多數ノ賛同ヲ以テ記載セリ

二七六

尙空軍委員會ハ右「一般委員會」決議關係討議ノ外民用航空ノ國際規律等ニ關シ研究ヲ行フ處アリタリ

二、右ノ如キ事態ナルヲ以テ空軍問題ニ關スル「一般委員會」決議記載事項モ勢ヒ抽象的理論的ナルヲ免レサリキ其ノ内容左ノ如シ

「空軍兵力」

「一般委員會」ハ

今後國際紛争ノ場合ニ於テ空中爆撃ノ一般市民ニ及ホス危険ヲ充分意識シ右危險防止ノ爲ニスル一切ノ實際的措置ヲ採ルヘキコトヲ決意シ

本會議々事現狀ニ於テ左ノ結論ヲ記載ス

一、一般市民ニ對スル一切ノ空襲ヲ嚴禁ス

二、締約國ハ締約國間ニ該禁止ノ遵守ヲ實效的タラシムルカ爲ニ採ルヘキ措置ニ關スル協定ヲ留保シ一切ノ空爆ヲ禁止スルコトヲ約ス

該措置ハ左ヲ含ムヘキモノトス

(イ) 軍用航空ハ數的制限及航空機ノ性能上ノ制限ヲ受クヘシ

(ロ) 民用航空ハ規律及完全ナル公表ニ付セラルヘシ右ノ外一定制限ヲ超ユル性能ヲ有スル民用航空機ハ右航空機ノ不法使用ヲ有效ニ防止スルヲ得ヘキノ國際制度ニ付セラルヘシ但シ右ノ如キ制度ノ適セサル地域ヲ除外ス

第二項 會議第一期ニ於ケル空軍事項ニ對スル我方態度

一、民用航空ハ航空兵力決定ニ際シ充分考慮セラルヘキ重大ナル要素タルモ之ニ對シ不當ナル束縛ヲ與フヘカラサルコ

會議第一期ニ於ケル空軍事項ニ對スル我方態度ハ

一、民用航空ハ航空兵力決定ニ際シ充分考慮セラルヘキ重大ナル要素タルモ之ニ對シ不當ナル束縛ヲ與フヘカラサルコ

第三項 空軍問題討議方法審議ト報告者任命

ト殊ニ右束縛ハ其ノ名義ト形式ノ如何ヲ問ハス未タ發達ノ途上ニアル吾方民用航空ニ弊害アルコト

二、航空母艦及著甲板又ハ臺ノ裝置アル艦船ハ特ニ攻撃的ナル性質ヲ有スルカ故ニ航空母艦及右裝置ハ之ヲ全廢スヘキコト

三、空中爆撃ニ對スル公正ナル規律ハ之ヲ受諾スルノ用意アルモノ之カ全禁ニハ反対ス（空中爆撃亦火砲ト等シク兵器ノ一タルノミナラス陸、海軍兵備ノ構成ト今ヤ緊密ナル關係ヲ有スルモノナルカ故ニ輕々ニ且右軍備ト別離シテ之カ解決ヲ計ルコト不可能ナリ）

四、一般市民ニ對シテハ兵器ノ種類ノ如何ヲ問ハス其ノ及シ得ル一切ノ慘害除去ノ爲全力ヲ盡スニ客ナラス此見地ヨリ一般市民ニ對スル空襲禁止ニハ欣然同意ヲ表スルコト

ノ四ニ要約スルヲ得ヘク從テ前出「一般委員會」決議中空中爆撃ニ關シ松平全權ハ昭和七年七月二十一日ノ「一般委員會」席上ニ於テ一般市民ニ對スルモノニ付テハ卒先贊意ヲ表スルモノナルモ戰爭手段トシテノ空中爆撃ハ他ノ軍備及戰爭手段ト關聯セシメ且各國ニヨリ異ル國防、地理的位置其他ノ特殊事情並ニ兵力量ト相並ムテ考慮セラルヘキモノナリ但シ問題ノ重要性ニ鑑ミ本問題解決方法探求ノ爲各代表部ト協力スルハ日本代表部ノ望ムル處ナリト留保聲明ヲナシタリ

第三項 空軍問題討議方法審議ト報告者任命

昭和七年九月二十二日「幹部會」ハ前記「一般委員會」決議空軍事項ノ討議手續ニ關シ研究ヲ行ヒタル處會議第一期「空軍委員會」議長「マダリアガ」ハ空爆問題ハ民用航空其他ノ事項ト密接ナル關係ヲ有スル處主要民用航空ノ一タル「獨」ノ會議復歸ナキ現在當分同問題ニ觸レサルヲ賢明トスヘシトノ意見ヲ述ヘ一時右ニ決セルモ其ノ後同月二十六日「幹部會」ハ「マダリアガ」ヲ空軍問題報告者ニ任命シ同問題討議方法ニ關スル提案ヲ同十月十日迄ニ作成スヘキコトヲ委嘱シタ

一、「マダリアガ」ハ昭和七年十月二十四日附 Conf. D./141ヲ以テ右報告ヲ提出シ「幹部會」ハ昭和七年十一月二十一日之カ審議ヲ行ヒタリ

二、同報告ノ内容概略左ノ如シ

(一) 「一般市民ニ對スル空襲禁止ハ既ニ「一般委員會」ノ認メタル處ニシテ今ヤ之ヲ案文ノ形ニ起草スレハ足ルコト、ナリヲルモ右禁止ハ空中爆撃ノ禁止ナクムハ殆ント空文ニ等シト云フヲ得ヘシ因テ七月二十三日「一般委員會」決議モ空中爆撃禁止遵守ヲ實效的ナラシムル方法トシテ

(イ) 空軍兵力ノ量的制限

(ロ) 軍用航空機ノ性能ニ對シ加ヘラルヘキ制限ヨル空軍兵力ノ質的制限

(ハ) 民用航空ノ規律及其ノ完全ナル公表

(ニ) 一定制限ヲ超ユル性能ヲ有スル特定航空機ニ對スル國際制度ノ設立

ノ四ヲ考慮シタル次第ナリ右ノ中(イ)ニ關スル從來ノ研究ノ跡ヲ見ルニ「空軍委員會」ハ未タ何等此種制限ノ問題ニ觸ル、コトナカリシモ軍縮準備委員會ハ既ニ本問題ニ付詳細ナル討議ヲ行ヒ其ノ結果ヲ同委員會條約案第二十五條、第二十六條及第二十七條ニ掲ゲタリ又(ロ)ノ質的制限ニ付テハ「空軍委員會」研究ノ結果ヲ蒐メタル報告書(Conf. D. 123)アルヲ以テ之ヲ參照スルヲ可トスヘク(ハ)民用航空ニ關シテハ軍縮準備委員會條約案ハ其ノ第二十八條及第三十
六條ニ規定ヲ設ケタルモ「空軍委員會」ハ右規定ヨリ更ニ廣汎ナル見地ヨリ器材、補助金、人員及公表並ニ右(ニ)ノ
國際制度等ニ關シテ研究ヲ行ヒ之ヲ一ノ報告書(Conf. D./C. A./70)中ニ收メタリ

(二) 因テ空中爆撃問題討議ノ具體方法トシテハ「幹部會」參加國中ノ希望國ヲ以テ組織スル分科會ヲ設ケ自ラ其ノ權限ヲ考究セシムルト共ニ他方七月二十二日「一般委員會」決議ヲ基礎トシ空中爆撃禁止ノ遵守ヲ實效的ナラシムル措置

ノ審議ヲ行ハシムヘキコトヲ提議ス

右措置左ノ如シ

(甲) 民用航空

分科會ハ國際規律及國際制度ニ關シ提案ヲナスヘシ

(乙) 軍用航空

分科會ハ

(イ) 航空機性能ニ關スル制限ノ限界

(ロ) 昭和五年條約案ノ原則ニヨリ量的制限ヲ行フヘキヤ否ヤ又右制限ハ貯藏器材ニモ及フヘキヤ否ヤ

(ハ) 量的制限ノ範圍

ヲ定ム

(三) 分科會ノ權限ハ大體其ノ自ラ考究スル處ニ屬スルモ之ヲ左ノ如ク例示スルヲ得ヘキ力

(甲) 民用航空ノ一般的規律及公表並ニ空中爆撃全廢ヲ可能ナラシムルカ爲特定航空機ニ對シ適用スヘキ國際制度

(乙) 右ト同様ノ目的ヲ以テ軍用航空機ニ加フヘキ制限

(丙) 空軍兵力ノ量的制限

(丁) 必要アラハ空中爆撃全廢ヲ實效的ナラシムルカ爲ニ採ルヘキ他ノ措置

而シテ(丙)ニ關シテハ報告者ハ出來得ル限り各代表部ト接觸ノ上其ノ結果ヲ他ノ報告中ニ記載スルヲ可トスヘク何レ

ニセヨ空軍事項ノ終極的決定ハ同事項ニ對スル一切ノ主要關係國ノ協力ノ下ニ行ハルヘキモノナリ」

三、前記報告ノ趣旨ニヨリ議長ハ右分科會參加希望ハ速カニ自國代表ノ氏名通報方ヲ求ムル處アリタルモ當時未タ「獨ノ會議復歸前ノコトニモアリ且主要國側ノ氣乗リ薄ク我方モ第五項記載ノ通告ヲナシ同分科會參加方ヲ拒絶シ結局該分科

會ハ遂ニ其ノ成立ヲ見シテ終レリ

二八〇

第五項 空軍分科會參加不希望ニ關スル我方通告

我方ハ昭和七年十二月十七日附ヲ以テ前記「西」代表報告書記載「空軍分科會」參加方ヲ希望セサル旨ヲ會議ニ通告スルト共ニ空中爆撃問題ニ關スル我方態度ヲ左ノ如ク宣明シタリ

「日本代表部ハ兵器ノ種類ノ如何ヲ問バス一般市民ニ及ホス危害避止ノ爲ニスル一切ノ措置ノ採擇ヲ熱望スルモノナルカ故ニ昭和七年七月二十一日「一般委員會」ニ於テ一般市民ニ對スル空襲ノ禁止ニ對シテハ満腔ノ贊意ヲ表明シタリ

右七月二十三日「一般委員會」決議ハ該禁止ノ外空中爆撃禁止ノ遵守ヲ實效的ナラシムル措置ニ關スル協定ヲ留保シ締約國ニ右爆撃ノ禁止ヲ豫見シ居ル處右ニ關シテハ日本代表部ハ自己ノ態度ヲ留保スルト共ニ左ノ諸點ニ付會議ノ注意ヲ喚起シタリ（註）

- (一) 空中爆撃ノ禁止ハ他ノ兵備及戰爭手段ト相關聯シ審議セラレサルヘカラス
 - (二) 空中爆撃ノ禁止ハ之ト同時ニ各國兵力、地理的位置及他ノ特殊事情ヲモ併セ考慮ノ上研究セラレサルヘカラス
- 日本代表部ハ左ノ二點ノ實現ヲ條件トシ空中爆撃ノ全廢ニ同意ヲ表ス

(一) 航空母艦及著甲板又ハ臺ノ裝置ノ全廢

- (二) 空中爆撃禁止ノ遵守及民用航空ノ戰時軍用轉化防止ノ爲ニスル實效的ナル措置ニ關スル協定」

（註）本章第一節第二項參照

第六項 昭和七年十一月十四日「佛」案ニ表ハレタル空軍事項

第一目 「佛」案ノ内容

「佛」ハ所謂建設的提案ナルモノヲ昭和七年十一月十四日附會議書類 Conf. D. 146 ヲ以テ會議ニ提出セル處同案第五章ハ空軍兵力ニ關シ左ノ如ク記載セリ

「空軍兵力ハ海軍兵力ト等シク歐洲大陸制度ニヨリ直接影響セラレサルヘキハ明カナル處昭和七年七月二十三日附「一般委員會」決議カ空軍兵力ノ縮少ニ付キ非軍用航空ニ對シテ探ラル、コトアルヘキ特殊安全措置ヲ條件トシ空中爆撃ヲ禁止シタルハ一大進歩ヲ實現シタルモノト云フヘシ

然レトモ右ハ適當ノ時期ニ於テ一切ノ歐洲主要空軍國參加ノ下ニ且地域的規格ノ下ニ一層之ヲ明確ナラシムルヲ可トスヘシ

因テ「佛」代表部ハ昭和五年條約案規定ノ外左ノ措置ヲ提案スルモノナリ

- (一) 一切ノ空軍爆撃ノ禁止及七月二十三日「一般委員會」決議ノ條件ノ下ニスル爆撃用航空機ノ廢止
 - (二) 右ノ爲必要ナル規定ハ原則トシテ一般軍縮條約中ニ規定セラルヘキモ歐洲ノミニ適用セラル、協定ヲ以テ右條約規定以外ノ事項ニ關シ之ヲ補足スヘク特ニ空中輸送ノ經營及監督並民用航空ノ軍用轉化防止制度適用ノ確守ニ當ル「歐洲空輸聯盟」ニ關シ規定ヲ設クヘシ
 - (三) 右協定ノ侵犯ハ極メテ重大事項タルカ故ニ少クトモ歐洲ニ關スル限り本件義務遵守確保ノ爲直チニ使用シ得ヘキ有力ナル手段ヲ國際聯盟ニ與フルコト肝要ナリ
- 各國々軍ノ保有ヲ禁止セラレアル有力ナル航空機及他ノ兵器ヲ有スル特殊訓練部隊ノ設置カ右目的ノ爲ニスル國際聯盟ノ充分ナル兵力タルヘシ
- 右ノ外更ニ一步ヲ進メ佛等數代表部ハ國際聯盟ノ指揮下ニアル國際空軍ヲ組織シ之ニ各國々軍ノ使用ヲ禁示セラルヘキ爆撃機ヲ與フヘキコトヲ提議シタリ

第二目 「一般委員會」ニ於ケル「佛」案ノ討議

「一般委員會」ハ昭和八年二月二日、三日、六日、七日及八日ニ亘リ「佛」案ノ一般討議ヲ行ヒタル處空軍事項ニ關スル各國ノ態度概要左ノ如シ

一、「獨」の態度

民用航空ノ正當且健全ナル發達ハ自由競争ニ委ヌルノ外ナク又空輸問題ニ對スル最良解決方法ハ軍用航空ノ全廢及有效
ナル保障ヲ伴フ空中爆撃ノ絕對禁止ニアリ

二、「智恵古」の態度

「佛」案中ノ空爆禁止及民用航空國際制度ノ項ニ全然同意ヲ表ス右二點ハ「佛」案ノ内外ヲ問ハス必ス軍縮條約中ニ規定
セラルヘキナリ

三、「ユーゴスラヴィア」の態度

空中爆撃ハ全禁シ正當防衛ノ場合ニ於テモ之ヲ禁止スヘキナリ

四、「蘭」の態度

「佛」案カ空中爆撃ヲ禁止シ其ノ禁止ヲ戰場ニ迄及ホシタルハ可ナルモ民用航空ノ國際化ニハ反對ス尤モ右國際化カ軍縮
ノ爲絕對ニ必要トスルニ於フハ民用航空ノ發達ノ阻害セラレサルコト及右ヨリ來ル犠牲カ軍縮ニ實際且有效ニ寄與スル
コト確實トナルヲ俟ツテ同意スヘシ

五、「佛」の説明

「佛」ハ民用航空國際化反對論ニ對シ特ニ進攻的ナル兵器ハ同時ニ有效ナル防禦武器ナルヲ以テ之ヲ國際化シタル上各國
ニ貯藏セシメ置クヘク殊ニ航空機ハ最モ國際化ニ適セリト自國提案ヲ辯護スル處アリタリ

第七項 昭和七年十一月十七日英外相聲明中ノ空軍關係事項

昭和七年十一月十七日「英」外相ハ特ニ「幹部會」ノ會合ヲ求メ「獨」ノ會議復歸促進ヲ主眼トセル議事方法ニ關スル聲明ヲ行ヒタルカ右聲明中空軍關係事項部分左ノ如シ

(一) 「英」政府ハ空中爆撃ノ一般民衆ニ及ボス慘禍防止ノ爲ニスル有效ナル措置確立ヲ以テ焦眉ノ急トナシヲルカ故ニ他ノ要ナリ但「英」政府ハ此種協定ノ困難ナルヲ熟知シ居ルモ然モ尙ホ他ノ主要航空國ト協力シ右ノ如キ廣汎ナル制度ノ實現性ヲ考究セムト欲ス

(二) 「英」政府ハ其ノ有スル世界的責任ニ拘ハラス自國空軍兵力ノ地位ヲ世界第五位ニ遞下セシメタリ他ノ國ニ於テ等シク
縮少ノ意アルニ於テハ更ニ自國空軍兵力ニ對シ縮少ヲ加フルニ吝ナラス

(三) 因テ右縮少ノ速時實現性アル措置トシテ左ヲ提案ス

主要空軍國ノ空軍兵力ヲ「英」ノ水準ニ低下ス

(イ) 右ノ如クシテ縮少セラレタル一切ノ國ノ空軍兵力ノ三割三分縮減ヲ行フ

(ロ) 軍用機ノ自重ヲ國際協定ニヨリ出來得ル限り低キ數字ニ定ム

(ハ) 吾人ハ右ノ如キ數字ニ止マラス今後更ニ其ノ低下ヲ計リ以テ漸進的軍縮ノ原則ヲ空軍々備ニモ適用スヘシ

(四) 從テ本點ト關聯シ「獨」カ自國ノ爲軍用航空ノ取得ヲ求メサルコト公正ナリト信ス

第八項 會議各事「プログラム」ニ關スル「英」提案ト空軍事項

第一目 「英」案ノ内容

右「英」外相聲明ニ準據シ「英」ハ昭和八年一月末會議各事「プログラム」案(Conf. D. 154)ヲ提出セル處右案中空軍事項

項ニ關スル部分左ノ如シ

「空」軍

「幹部會」ハ速カニ主要空國代表ヨリナル委員會ヲ設ケ民用航空ノ國際監督ト相關シ軍用機全廢及空中爆撃禁止ノ可能性ヲ審議セシムヘシ右主要空國委員會ノ決定ニ先チ「幹部會」ハ直チニ

(一) 陸海航空機ノ最大自重

(二) 右限界超過機ノ處分（破棄セラル、モノトセハ破棄ノ時期）

(三) 右限界超過機ニシテ各國ニ許容セラルヘキ機ノ數ヲ決スヘシ

第二目 「幹部會」ニ於ケル「英」案ノ討議

「幹部會」ハ昭和八年二月九日及十日ノ兩日右「英」案ノ審議ヲ行ヒタルカ「英」ハ自國提案ヲ説明シ同案空軍關係部分ハ主タル海軍國カ其ノ協定ニヨリ海軍問題ヲ處理シタル例ニ倣ヒ空軍ニ關シテモ主要空國ヨリ成ル委員會ヲ構成スルヲ骨子トスト述ヘタリ右ニ關スル主要國ノ態度概要左ノ如シ

一、「獨」ノ態度

「英」案ノ趣旨ノ大綱ニ同意ナルモ是以上専門的研究ヲ行ヒ議事ヲ遷延セシメサル様留意スヘシ

二、「佛」ノ態度

「英」案ハ主タル空國ヨリ成ル委員會ヲ設クヘシトセル處右委員會ヲ構成ストセハ右ニ先チ「一般委員會」ハ豫メ同委員會事業ニ對シ明確ナル指針ヲ定ムヘシ

第三目 「一般委員會」ニ於ケル「英」案ノ討議

第一、主要空國委員會設置ノ原則決定

昭和八年二月十三日「一般委員會」ハ右英案ヲ審議セルカ議長ハ空軍委員會ハ之ニ明確ナル權限及討議「タイム・リミット」ヲ付シタル上設置スルコト、致シ度シト述ヘ且「英」ニ對シ同委員會權限案起草方ヲ委嘱シタリ

第二、主要空國委員會權限ニ關スル「英」案ノ討議

第三、主要空國委員會設置ノ原則決定

昭和八年二月十三日「一般委員會」ハ右英案ヲ審議セルカ議長ハ空軍委員會ハ之ニ明確ナル權限及討議「タイム・リミット」ヲ付シタル上設置スルコト、致シ度シト述ヘ且「英」ニ對シ同委員會權限案起草方ヲ委嘱シタリ

「英」代表部ハ「一般委員會」カ主要空國代表ヨリ成ル委員會ヲ設ケ之ニ民用航空ニ對スル實效的ナル國際監督ト相關聯シ行ハル、陸、海航空及空中爆撃全廢ノ可能性ノ研究ヲ命スルコトヲ決定セムコトヲ提議ス

「英」案ノ説明

(一) 「英」ハ空軍問題ノ極メテ複雑困難ナルハ會議從來ノ討議跡ニ鑑ミ明カナルモ他方一般市民特ニ大都市ノ住民カ航空ノ發達ニ對シ大ナル危惧ノ念ヲ感シツツアルコトモ亦歷然タル事實タリ

(二) 之ト同時ニ會議從來ノ經驗ニ徴スルニ軍用航空ノ問題ハ同時ニ考慮セサレハ解決不可能ナルコト明カトナレリ

(三) 因テ「英」提案ハ軍用航空廢止、空爆禁止及民用航空ノ監督三者關聯ノ右事實ニ鑑ミ先ツ委員會ヲシテ世界的適用性アル實際的且實效的ナル民用航空ノ國際監督制度ニ關シ合意ニ達スルコト可能ナリヤヲ驗セシメ以テ會議ヲシテ空軍ヲ廢止及空中ヨリスル爆撃ノ脅威ノ排除ノ可能性ニ關スル決定ヲ容易ナラシメムコトヲ目的トス

(四) 尚主要空國ハ空軍問題ヲ熟知シ居ルヲ以テ其ノ政治的代表（専門家ヲ排ス）ヲ以テ委員會ヲ構成シ且其ノ事業ニ

「タイム・リミット」ヲ付スルコト委員會ノ事業ヲ迅速ナラシムル所以ナルヘシ

(五) 人或ハ云ハム「一般委員會」ハ主要空國委員會事業開始ニ先チ豫メ軍用航空廢止ノ原則ヲ定ムヘシト然レトモ「英」ハ右ニ同意スル能ハス如何トナレハ委員會ノ事業終了アリテ「一般委員會」ハ初メテ其ノ結論ニ基キ適當公正ナル決定ヲナシ得ヘケレハナリト説明シタリ

三、「米」ノ見解

(一) 「米」ノ地理的氣象的狀況上自國民用航空ハ全然他國ノ夫レト異レリ例へハ歐洲ニアリテハ「アルプ」ヲ迂迴スルコト可能ナルモ「米」ニアリテハ「ロッキー」山脈ヲ避クルヲ得ス爲ニ五千米ノ高度ニ飛翔スルコトヲ餘儀ナクセラル、次第ニテ又「米」ノ民用航空特ニ商用航空ハ政府ノ補助金ニヨリ成立シ居ルニ非ス現ニ最近ノ調査ニヨルモ一萬餘機ノ民用機中軍事上ノ目的ニ供シ得ムモノハ僅々七十餘臺ニ過キストテ自國民用航空ノ特殊狀況ヲ述ヘ

(二) 從來再三再四述ヘ來リタルカ如ク「米」ハ絕對ニ民用航空ニ對スル國際監督ヲ受諾シ得ストシ「英」案ヲ國際監督ハ「歐洲國ニ限ル」トノ趣旨ニ訂正セハ之ヲ受諾スヘク尙空軍委員會ノ議事ハ公開トスヘシト云ヒタルカ議長ヨリ七月二十三日一般委員會決議中本件關係事項ノ字句即チ「右制度ノ適用不可能ナル地域ヲ除ク」ヲ今更「米」提議ノ如ク變更スルハ面白カラスト注意シ「米」モ右自國ノ陳述ト併セ考慮ストノ了解ノ下ニ議長ノ說ニ同意シタリ

四、「獨」ノ態度

「英」案記載軍用航空及爆撃廢止ナル主義上ノ問題ヲ此際空軍委員會ニ廻付スルコトナク一般委員會自ラ審議スヘント

述ヘ

五、「佛」ノ態度

「獨」ノ言ニ同意ヲ表シ空軍事項ハ一切ノ國ニ對シ重大ナル關心事項タルカ故ニ「一般委員會」ニ於テ討議スルコト、シ度ク折衷案トシテ右討議ニ先チ一ノ起草委員會ヲ設ケ「英」案及英案ニ對スル修正案ヲ基礎トシテ一案ヲ作成セシメ原則ノ實施細目等ニ付テハ「空軍委員會」ニ諮ルモ可ナルヘシトス

六、「西」修正案

(一) 「英」案ハ空軍委員會權限トシテ明確ヲ缺ク處アルヲ以テ
軍用航空ヲ廢止スヘキヤ否ヤ

(イ) 若シ然リトセハ右廢止ヲ可能トスヘキ先決條件如何

七、「西」修正案ニ對スル「英」ノ態度

(ア) 民用航空ノ軍用防止方法如何

トノ趣旨ニ改ムルト共ニ國際航空警察ニモ及フヘク

(イ) 「米」ハ自國民用航空ニ國際監督ノ要ナシト云ヘルカ實ニ幸福ナル國柄ト云フヘク正ニ右ノ如クムハ速カニ軍用航

空ヲ全廢スヘシト皮肉リ

(ミ) 更ニ「獨」ニ矛先ヲ轉シ「獨」ハ民用航空ノ國際監督ヲ後廻シトセヨト述ヘタルモ民用航空ヲ考慮ニ容レスシテ

果シテ爆撃禁止ヲ論シ得ルヤト詰リ

(四) 「英」代表ノ空軍委員會討議二期限ヲ附スヘシトノ說ニ贊シ之ヲ二週間以内ニスヘシトシ且同委員會議事公開ヲ求メタリ

第三、「空軍特別委員會」ノ設置及構成

一、權限及事業終了期限

右ノ如キ經過ヲ經タル後議長ハ「マダリアガ」(西)ヲ議長トスル「空軍特別委員會」ヲ組織シ之ニ「英」案(Conf. D./C. G./42)前出議事「プログラム」ニ關スル「英」案(Conf. D. 154)ニ對スル「獨」修正案(Conf. D./C. G./43)（註）及「佛」試案(Conf. D./C. G./C. A./2)ヲ括附議スルコト而シテ右特別委員會ハ「一般委員會」決定ノ基礎作成ヲ任務トシ繼續的ニ會合シ空軍問題ノ全般ニ及フヘク決シテ單ナル起草委員會ニ非ルコトヲ注意シ且二週間以内ニ事業ヲ終

了スヘキ旨ヲ慾意シタリ

(註)「一般委員會」ハ

- (1) 實效的ナル民用航空ノ國際監督ト關聯シ軍用航空ノ全廢ヲ行ヒ得ルヤ
- (2) 空中爆撃ハ全禁セラルヘキヤ

チ決ス

軍用航空ノ全廢カ決セラレサル場合ニハ「一般委員會」ハ

- (1) 軍用航空機ノ最大自重
- (2) 各國ニ付許容セラルヘキ自重限界不超過航空機數
- (3) 前記(1)及(2)ノ限界ヲ超過スル航空機ノ處分(破棄セラルトセハ右破棄ノ期日)ヲ決ス

二、構成

「空軍特別委員會」ハ議長ノ提議ニヨリ左ノ諸國ヨリ構成セラルルコト、ナレリ
「日」、「英」、「米」、「佛」、「伊」、「獨」、「蘇」、「白」、「智惠古」、「波蘭」、「諾」、「蘭」、「典」、「印」、「西」、「暹羅」、「加奈陀」、「亞爾然
丁」、「土耳其」、「ユーロスラヴィア」

三、第一回會合期日

昭和八年二月十七日

第九項 「空軍特別委員會」ノ事業概略

第一目 概 説

「空軍特別委員會」ハ昭和八年二月二十日ヨリ其ノ議事ヲ開始シタルモ議事々項ノ複雜、右複雜サヲ無視セル議長ノ積極且焦慮的ナル提案及民用航空ヲ束縛スルカ如キ措置ニ對スル「獨」ノ頑強ナル反對等ノ爲議事ノ少クトモ重要ナル部分ハ討議手續ニ關スル激論ニ充テラレタリト云フモ過言ニ非サル程ニテ波瀾ヲ極メタルカ昭和八年三月十六日ノ「英」條約案ノ提出後事實上其ノ議事ヲ中止シタリ

第二目 各 説

「空軍特別委員會」ハ「一般委員會」ノ定メタル期日タル昭和八年二月十七日ヨリヤ、遅レ同二十九日其ノ第一回會合ヲ開キタリ

第一、議事手續ノ決定

「空軍特別委員會」ハ自ラ其ノ議事進行振りヲ決定スルノ要アリシ處委員會開催當初ハ當分右審議ニ沒頭シ殊ニ「獨」カ頑強ニ委員會ハ單ニ起草委員會タルノ任務ヲ有スルニ過キスト主張セルニ對シ議長初メ多數國ハ委員會ハ議題ノ作成ニ止ラス主義上ノ問題ニ及ヒ得ト反對セルカ爲議事ハ溢滯勝ナリキ委員會ハ議事手續ニ關スル左ノ議長提案ヨリ其ノ審議ヲ初メタリ

一、議事手續ニ關スル議長提案(Conf. D./C. G./C. A/I)

議長提案ノ内容概略左ノ如シ

「.....」

陸、海、航空軍全廢ノ審議ハ要スルニ右全廢ヲ可能ナラシムル措置ノ審議ニ歸スル處右ノ如キ措置ハ之ヲ左ノ二ニ分ツク
得ヘク特別委員會審議ノ進捗ノ爲ニハ直チニ之カ研究ヲ開始スヘシ

- (I) 民用航空ニ關スル措置
- (II) 國際航空警察ニ關スル措置

右ハ勿論軍用航空廢止實現ノ假定ノ下ニ行ハルヘク或點ニ關シテハ前記ニ措置ハ互ニ補正シ合フモノト認ムルヲ得ヘシ

- (1) 民用航空ニ關スル措置
- シ
本點ニ關シテハ左ノ三措置ヲ考慮スルヲ得

- (1) 民用航空ノ監督
(2) 製造ノ監督（基礎機型・機型工場等）

- (b) 使途ノ監督
(c) 人員ノ監督

- (d) 右諸種ノ監督ニ當ル機關
(e) 各種問題

(2) 運輸航空ノ國際化

輕航空ノ監督

運輸航空及輕航空ノ定義

運輸航空ノ國際化

飛行機國籍ノ問題

建造ノ問題

航空路編成ノ問題

人員ノ問題

總括機關ノ問題

輕航空ノ監督

(II) 一切ノ民用航空ノ國際化

(2) (b)ト同様ノ問題ヲ提起スルヲ得)

國際航空警察ニ關スル措置

(I)

(1) 器材

(2) 人數

(a) 國籍

(b) 數

(3) 駐機地點

(4) 豫算及財的組織

(5) 編成

二、議長提案ニ對スル各國ノ態度

(一) 「英」ノ見解

最近航空ノ發達ハ極メテ迅速ナルモノアルカ故ニ一般市民ハ右發達ニヨリ戰時多大ノ脅威ヲ受クヘキ可能性アリ
(ロ) 昭和七年十一月十七日「サイモン」カ幹部會ニ於テ空軍問題ニ關シ述ヘタル處(註)ニ言及シ英ハ茲ニ再ヒ陸、海、
航空及爆撃廢止カ一般的ニ受諾セラルニ於アハ警察用ノモノヲ除キ且軍事上ノ目的ノ爲ニスル民用航空濫用ノ一
切ノ可能性ヲ防止スヘキ有效ナル國際監督案ヲ作成シ得ルコトヲ條件トシ同意スルノ用意アルコトヲ確言ス

(ハ) 思フニ民用航空ニ對スル有效ナル國際監督ナクムハ單ニ軍用航空ヲ廢スルモ爆撃ノ脅威ヲ増加スル結果トナルニ
過キサルヘシ因ツテ本分科會カ銳意此ノ點ニ關シ有效ナル案ノ起草ニ努メムコトヲ希望ス

(ア) 右ノ如キ案ハ少クトモ
(イ) 敵對行爲勃發ノ場合民用航空利用ノ一切ノ可能性ヲ有効ニ排除スル様立案セラレ居ルコト

(b) 民用及商用ノ目的ノ爲ニスル航空ノ最モ廣汎ナル發達ヲ防止若クハ阻害シ又ハ實驗及研究ノ自由ヲ制限セサルコトヲ緊要トス

(ホ) 七月二十三日「一般委員會」決議ハ世界ノ一定地域除外ヲ豫見（註二）シ居ルモ右^(a)條件ハ前記地域ニ存スル民用機ニモ及フコト明ナリ

(ヘ) 尚右(b)條件ト關聯シ平和的交通機關トシテ最モ重要ナル航空機ノ正常ナル發達ヲ阻害シ又ハ自國內及自國ト海外領域トノ間ニ於ケル航空路建設ニ付他ノ容喙ヲ受諾シ得サルコトヲ一言シ置キタシ

(ト) 國際監督ニ關シ「佛」案其他ノ提案アルモ「英」カ右ニ舉タル條件ニ適合スルモノノ發見ノ極メテ困難ナルハ豫期セサルヘカラス此ノ點ニ關シ左ノ諸點ハ考究セラルヘキ問題ノ一部分タルヲ信ス

(ア) 民用航空機カ専ラ戰用ニ供セラルルコトヲ防止スル條件如何

(ブ) 聯盟規約不戰條約及他ノ條約ニ違反シ侵略行爲又ハ戰爭ヲ行ハムトスル國カ自國領域内ニ於テ民用航空機ヲ抑留スルコトヲ防ク措置如何

(シ) 國際監督カ有效ナルカ爲ニハ國際的性質ノ所有權設定ヲ必要トスルヤ

(ド) 然リトセハ所有權行使ノ方法如何

(エ) 若シ右所有權カ國際會社ノミニ適用セラルルトセハ（恐ラクハ然ラム）如何ニシテ國內航空路及商用又ハ「スボート」用私有航空機ニ有效ナル監督ヲ行ヒ得ルヤ

(オ) 適當ナル國際監督制度ハ補助金問題ノ規律ヲ必要トスルヤ

(ギ) 各國ヲ個別的ニ考慮シ一國ノ民用航用機ニ數的制限ヲ加フルコト可能ナリヤ

〔註一〕 本章第一節第八項參照

〔註二〕 本章第一節第一項參照

(二) 「獨」ノ態度

「一般委員會」ハ本分科會ノ權限ニ關シ必スシモ明確ナル決定ヲナサナリシモ「一般委員會」ニ於テ先ツ主義上ノ決定ヲ行ハスムハ本委員會ノ討議徒爾ニ終ルヘキヲ以テ委員會ハ「一般委員會」ノ行フヘキ政治上ノ決定ノ基礎タルヘキ問題ヲ起草スルニ留ムヘク「獨」ハ右ニ關シ一案ヲ用意セリト述ヘタル處議長ハ委員會ハ主義上ノ決定ヲモナシ得ルモノナル處如斯手續上ノ問題ニ付屢々困難ヲ生スルナラハ寧ロ諸案ヲ其儘「一般委員會」ニ提出スヘキヤ或ハ分科會自ラ之ヲ討議スヘキヤト諸リタル處「諾」「佛」「智」「英」「蘭」「白」ハ何レモ委員會ニ於テ討議スヘキコトヲ求メタル爲「獨」亦自說ヲ固持セスシテ一應落着シタリ

三、軍用航空廢止條件ノ先議決定

次イテ議長ハ

「前記「獨」案ヲ先議スヘキヤ或ハ軍用航空廢止ノ條件ヲ先議スヘキヤ」ト委員會ニ諭リ決ニ付シタル處左ノ如キ結果ニ達セリ

○廢止條件ヲ先議スヘシトセルモノ………七國

〔英〕「印」「加」「諾」「典」「智」「ユーゴスラヴィア」

○廢止問題ヲ先議スヘシトセルモノ………六國

「獨」「蘇」「土」「白」「西」「蘭」

○棄　　權………六國

「日」「米」「伊」「佛」「暹」「波」

次イテ右表決ノ結果ニヨリ左ノ議事「プログラム」ヲ決定シタリ

(イ) 軍用航空廢止ニ必要ナル監督措置ニ關スル一般的（専門的ニ非ス）協定ニ達スルコトニ努メ右協定ニ達シタル

場合ニ一般委員會ニ提出ス

- (ロ) 一般委員會右協定ヲ採擇セル場合ニ於テハ之ヲ専門委員會ニ附託シ詳細決定的ナルモノトス
 (ハ) 分科會カ監督ヲ以テ不十分ナリトスルニ於テハ他ノ措置(例へハ國際化)ノ審議ニ移ル

第二、軍用航空空爆廢止ノ條件トシテノ民用航空國際規律及監督ニ關スル討議

一、一般討議

(一) 「獨」ノ見解

空爆ニシテ禁止セラルレハ國際規律ニテ充分ナリ但軍用航空カ廢止セラルル場合ニハ民用航空ノ發達ヲ阻害セサルコトヲ條件トシテ「監督」ニモ同意スト述べ

(二) 「英」ノ態度

委員會ノ議事斯ク紛糾スルハ要スルニ「國際規律」及「監督」ノ意義不確定ナルニ基クモノナルヲ以テ之ヲ明ニスヘシトセルモ「白」ハ Conf. D./C. A./70 アルヲ以テ不必要ナリト反對シ議長モ右ニ用語ノ意義ハ既ニ明ナリトテ「規律」トハ各國航空ノ遵守スヘキ規定ノ全體ナリ

「監督」トハ規律實施ノ注視ヲ任務トスル國際機關ニ與ヘラルヘキ權限ナリ

ト定義シ Conf. D./C. A./70 ニ關スル詳論ハ此際委員會ノ任務ニハ非ス本委員會カ「規律」ヲ以テ充分ナリト決定スルトキ初メテ之ヲ專門委員會ノ討議資料トスレハ可ナリト答ヘタリ

二、「國際規律ハ軍用航空廢止ノ爲ニスル充分ナル條件ナリヤ」ノ問題

議長ハ次テ國際規律ノ完成アレハ軍用航空ヲ廢止シ得ルヤノ問題ヲ討議セル處右ニ關スル各國ノ態度概要左ノ如シ

(一) 「伊」ノ態度

(イ) 全航空ヲ廢止セサル以上國際規律、監督又ハ國際化ヲ行フモ所期ノ目的ヲ達シ得ルモルモノニ非ス而シテ航空ノ

三、「蘭」ノ態度

全廢不可能ナリトセハ空爆ノ全廢ヲ考慮スルヲ得ス從テ空中戰ノ可能性ヲ減少スルコトヲ以テ満足スルノ外ナシ
 (ロ) 因テ民用航空ノ監督及國際規律以外ノ措置ハ所期ノ目的ヲ達シ得サルノミナラス同航空ノ發達ヲ阻害スルモノト云フヘシ

(二) 「蘭」ノ態度

軍用航空廢止ノ爲ニスル民用航空ニ對スル措置ハ軍縮條約中ニ規定セラルヘキ一般的監督制度ヲ以テ補足スヘキ民用航空ノ國際規律ニテ充分ト認ムルノミナラス右規律ハ國際化ノ如ク同航空ノ發達ヲ阻害セサルノ利點アリ

(三) 「獨」ノ態度

國際化カ監督及國際規律ニ比シ一層有效ナリトハ思ハレサル處歐州以外ノ國ハ此ノ點ヲ如何ニ考へ居ルヤト述ヘ左ノ如キ勸議ヲ出セリ
 「軍用航空廢止ノ場合ニハ空爆全禁ト共ニ大體空軍委員會小委員會ノ起草セル國際規律並ニ右規律ノ監督ヲ心要トスヘシ」

(四) 「佛」ノ態度

(イ) 「佛」ハ規律ノミニテハ不充分ナリトスルモノナリ「佛」ハ一般軍縮條約ノ範圍内ニ於テ且「佛」ノ主張スル他ノ軍縮及安全保障措置ト關聯シ軍用航空廢止ニ同意スルノ用意ヲ有ス
 (ロ) 一切ノ飛行機ハ爆撃機ニ變更シ得ルモノナルカ故ニ問題ハ軍事方面ト民用方面ノ兩者ヨリ研究スルヲ要ストシ國際化ノ必要ヲ力説ス

(ハ) 民用方面ヨリ考フレハ民用航空ノ國際化ハ相當ノ困難ヲ伴フヘキモ利益ノ大ナルヲ認メサルヲ得ス但國際化ト同時ニ國際航空警察ノ設置ヲ必要トスルコトヲ忘ルヘカラス

(五) 「典」ノ見解

「佛」ト同趣旨ヲ述ヘ監督及國際規律ヲ以テ不充分ナリト述フ

(六) 「白」ノ態度

民用航空技術ノ發達ノ迅速ナルコト及北米合衆國ニ比シ歐洲ノ民用航空ノ發達遲タルハ歐洲諸國カ特殊目的ノ爲ニ行フ干涉アルカ爲ナルコトヲ理由トシ「國際化」ノ要アリトス

(七) 「智恵古」ノ態度

國際化ニ至ルヘキ「國際規律」及監督ノ設定、爆撃禁止及國際航空警察ノ創設ノ三條件ノ下ニ軍用航空全廢ニ同意ヲ表スト述フ

(八) 「土」ノ態度

(イ) 従來「土」ハ軍用航空全廢ヲ唱ヘ來リシモ各國ノ善意ニ倚ルヲ以テ充分ナリトシ民用航空ノ戰用防止措置ニハ思ヒ及ハナリキ然レトモ「アドミニストレーシヨン」ニ對スル各國ノ均等參加ヲ條件トシテ民用航空國際化ニ賛成スヘシ但シ國際航空警察ニハ反對ナリ

(ロ) 要スルニ會議ハ航空ノ合法的發達ヲ阻害セナル措置ヲ受諾シ爾餘ハ各國民ノ善意ニ倚ルヲ賢明トスヘシト述フ

(九) 「ユーポスラヴィア」ノ態度

(イ) 民用航空ノ國際化及國際航空警察ヲ以テ一切ノ國ニ對シ平等ノ安全保障ヲ與フルモノト信ス

(ロ) 但シ航空工業及民用航空ノ發達セナル國ニ對シ前記措置ノ重要ナルコトヲ忘ルヘカラストス

三、決定

右ノ如キ經過ノ後委員會ハ議長提議ニ基キ左ノ二決議ヲ採擇セルカ右二決議中ノ(一)ノ結果前記「獨」決議案ハ自然立消エトナレリ

(一) 「空軍特別委員會ハ國際規律カ軍用航空廢止ニ必要ナルコト及 Conf. D./C. A./70ヲ以テ右規律ノ基礎タリ得ヘキ

コトヲ認ム

尙特別委員會ハ右規律ニ關シ監督ヲ行フヘキモノナルコトヲ信ス」

(二) 「特別委員會ハ若干代表部カ民用航空ノ監督及國際規律ノミニテハ軍用航空廢止ノ實現ヲ計ルニ充分ナラストナスヲ認メ右禁止ヲ可能ナラシムヘキ民用航空國際化ニ關スル提案ノ審議ニ移ルコトヲ決定ス」

第三、軍用航空廢止ノ條件トシテノ民用航空國際化ニ關スル審議

右ニ引續キ「空軍特別委員會」ハ昭和八年二月二十二日、二十七日民用航空ノ國際化問題ノ審議ヲ行ヒタル處「獨」ハ榜頭ヨリ手續問題ニ付發言シ本委員會ハ國際化ノ詳細ニ及ムテ議論スルモノナリヤ或ハ又其ノ原則ニ付單ニ諾否ヲ定ムルモノナリヤト問ヒ「獨」トシテハ國際規律及監督ヲ審議シ最後ニ國際化ニ及フ可トシ此際監督問題ノ審議ヲ開始スヘシト提議シ「議長」ハ右ニ對シ委員會ノ任務ハ右ニ關シ主義上ノ決定ヲナスト同時ニ其ノ意義ヲ確定スルニアルヘク詳細ノ如キハ専門家ニ委ヌヘキナリ又「獨」代表ハ監督問題ノ審議ヲ提議シタルモ委員會ハ既ニ國際規律及監督ヲ以テ軍用航空廢止ニ不充分トナス代表部アルニ因リ國際化ノ審議ニ移ルヘキコトヲ決議セルヲ以テ監督ノ審議ハ問題トナラスト撥ネツケタリ他方「英」ハ特別委員會ニ於ケル各種意見ヲ擧ケ右ノ外未タ意見開陳ヲ行ハサル國存スルニ付委員會ノ形勢今少シク明瞭トナル迄何等決定ヲ行ハサラムコトヲ望ムト述ヘ極メテ慎重ナル態度ヲ示シタリ

一、各國ノ態度

(一) 「佛」ノ態度

「佛」ノ稱フル國際化ノ根本要旨ハ一ノ國際航空輸送會社ヲ設ケ之ニ左ノ如キ任務ヲ與ヘムトスルニアリ

(イ) 右會社ニ主要航空路經營ヲ專任セシム

(ロ) 他ノ比較的重要ナラサル航空路ノ經營ニ參加セシム

(ハ) 國際聯盟ノ爲一切ノ輸送航空路（私的及國內的ノモノヲ含ム）ノ監督ヲ確保ス

ト述へ右ニ付詳細説明ヲ加フルト共ニ空戦防止ノ爲ニハ國際化ト共ニ民用航空機カ軍事上ノ目的ノ爲使用セラレサル
様嚴重ナル監督ヲ同時ニ考慮スルコト絕對ニ必要ナリトス

(二) 「波蘭」ノ態度
(イ) 軍用航空ノ廢止ハ一舉ニ行ハルヘキモノニ非シテ他ノ種類ノ軍備ニ對スル縮少ト關聯シ漸次ニ實現ヲ計ルヘキモノナリ

(ロ) 航空輸送企業殊ニ一定限度ヲ超ユル性能ヲ有スル航空機ヲ使用スルモノハ之ヲ國際機關ノ監督ニ付スヘク(右ニ
關シ旅行機ノ如キ輕機ヲ除外スヘカラス)

右監督ハ空軍軍備縮少及制限ノ缺クヘカラサル條件ナリ

(ハ) 尚軍用航空全廢ニ先チ國際航空軍ヲ設クルヲ要スヘシ

(三) 「白」ノ態度
(イ) 軍縮會議ハ今ヤ重大ナル時機ニ臨ミツツアルヲ以テ銳意會議ノ成功ニ努ムヘシト前提シ民用航空ハ軍用航空ノ產ミタ
ル娘ナリトテ右兩航空ノ間ニ存スル密接ナル關係ヲ詳細ニ述ヘ以テ國際化ノ必要ヲ強調シタリ

(四) 「蘭」ノ態度

(イ) 國際化ヲ行フモ戰爭勃發ノ場合當該國領域内ニ存スル民用機抑留ヲ防止スルヲ得サルヘシ

(ロ) 要ハ平時ヨリ空戰ノ準備ノ行ハルルコトヲ防止スルニアル處之カ爲ニハ會議前期ニ空軍委員會小委員會カ起草セ
ルモノト類似ノ規律以外ニ解決方法ナシト信スト自說ヲ再言セルモ「佛」ハ右ニ同意セス國際化ノ必要ヲ力説シ「蘭」
ヲ反駁セルヲ以テ

(ハ) 國際機關ヲ設ケ之ニ新ナル航空路建設許可權ヲ與フルハ理論上可能ナリトスルモ實際問題トシテハ關係國ノ利害
不一致其ノ他ノ理由ニヨリ非常ナル困難ニ遭遇スヘシト答ヘタルカ「白」モ「佛」同様國際化ヲ必要缺クヘカラス
ム反駁セルヲ以テ

トシ速カニ同問題ノ研究ヲ行フヘシト説ケリ

(五) 「蘇」ノ態度

(イ) 國際化ナクムハ軍用航空ノ廢止ヲ行ヒ得ストハ信セス

(ロ) 現ニ國際化ヲ首唱スル佛代表スラモ國際航空警察ノ設置ヲ條件トシタルハ國際化カ種々ノ困難ヲ伴フコトヲ證シ
ヲルニ非スヤ

(ハ) 原則ニ關シ全會一致ヲ得スムハ其ノ細則ニ至リテハ尚更諸般ノ困難ノ惹起スヘキハ想像ニ難カラスト述フ

(六) 「伊」ノ態度

(イ) 軍用航空全廢ハ勿論空爆ノ禁止ノミニ付キ考慮スルモ問題ハ民用航空ノ規律ヨリモ更ニ一般的性質ヲ有スル他ノ
軍縮措置ト關聯スル處多キカ故ニ單一事項ノミヲ基礎トシ軍縮問題全般ニ對シ決定的重要性ヲ有スル本件ヲ解決セ
ムトスルハ謬レリ

(ロ) 換言スレハ國際規律ノ問題解決ヲ見タル上ハ軍用航空自體ニ付研究ヲ行フヘク右研究ニ際シテハ民用航空ニ關シ
達シタル結果ノミナラス特ニ之ト密接ナル關係アル他ノ要素ヲ考慮スルヲ要ス

(ハ) 斯くて初メテ分科會ハ全廢又ハ質的及量的制限ニ到ルカ然ラスムハ一般市民ニ對スル爆擊禁止ニ其ノ決定ヲ限
ルヘキナリ

(ニ) 監督及國際化ハ何レモ一國主權ヲ侵害スルモノナルカ故ニ空軍兵器ノ質的及量的制限ヲ以テ満足スルヨリ外ナ
シ

(ホ) 國際化ハ民用航空機ノ軍用轉化防止ヲ可能ナラシムト云フモ軍用機ト民用機ニハ大ナル區別ナク速カニ後者ヲ前
者ニ改造シ得ルコトヲ忘ルヘカラス

(ヘ) 商船界今日ノ發達ハ自由競争ニ負フモノナルカ航空界ニ付キテモ同様ニシテ自由競争ヲ廢スルカ如キハ非ナリ

(ト) 要スルニ技術的見地ヨリスルモ歐洲ノ現状ニ照スモ國際化ハ不可能ナリト反對ス
(七) 「英」ノ見解

國際化ノ審議ニ異論ナキモ主義上ノ討議ハ打切り其ノ技術上ノ細目ヲ定ムルコト必要ナルヘシ如何トナレハ國際化ノ何タルヤヲ明確ニセスムハ意見ノ決定ヲナシ得サレハナリト婉曲ニ議事遷延説ヲ述へ轉シテ實際的見地ヨリ「佛」案(Conf. D./C. G./C. A. 5)ノ攻撃ヲ始メ同案ハ斯業ノ發達ノ最良ノ刺戟タル自由競争ヲ弱ムルノ弊アルト共ニ「佛」案ハ民用航空ノ軍用轉化防止ノ確證ヲ與ヘラス何レ後日詳細ノ意見ヲ述フヘシトス

二、「獨」ノ討議不參加聲明

(一) 「獨」ノ聲明

又ハ手續問題ニ付發言シ本分科會ノ本務ハ起草委員會タリニアリト自說ヲ繰リ返シ

國際規律ニハ Conf. D./C. A./70 アルモ監督ニ付テハ未タ議論ヲ爲シ居ラナルカ故ニ速カニ之ヲ開始スヘシ只國際化ハ國際航空警察及安全保障ノ問題迄隨伴スルヲ以テ考ヘモノナリ

(ハ) (二) 他方軍用航空廢止ニ付何人モ明確ニ言及シヲラナルモ廢止ノ範圍及時期ヲ定ムヘキニ非スヤ

(ホ) (三) 「獨」ハ國際規律及監督ヲ以テ一切ノ軍縮事項ニ關シ充分ト思考スルモノナリ商船ヲ國際化セスムハ海軍軍縮ヲ行ヒ得ストシ又ハ人民ヲ國際化セスムハ人員ノ制限縮少ヲ行ヒ得ストノ理由ナカルヘシ

(ヘ) 因テ軍用航空ニ付解決ナクムハ國際化問題ノ討議ニ參加セスト断言セリ

(二) 議長「マダリアガ」ノ反駁

於茲議長ハ本委員會ハ單ナル起草委員會ニ非ス主義上ノ問題ニ及ヒ得トノ自己ノ解釋ヲ再說シ委員會カ手續上ノ問題ノ爲ニ斯ク時日ヲ遷延スルニ於テハ辭職ノ外ナシ何レニセヨ「獨」ハ國際化問題討議不參加聲明ヲ撤回セラレタシト述ヘ相當氣色ハメリ

(三) 「獨」ノ自說固持

(イ) 然レトモ「獨」ハ議長ノ言ニ臆セス本委員會ハ主要空國委員會權限ニ關スル「英」案(Conf. D./C. G./42)及之ニ對スル「獨」修正案(Conf. D./C. G./40)並「佛」ノ「サジエスジョン」ヲ基礎トシ一案ヲ起草スルコトヲ任務ト

スル起草委員會ニ過キスト解スト述ヘ次テ監督及國際規律ニ關スル討議ニハ參加スルモ軍用航空廢止問題ニ關スル各國ノ眞意ノ判明セサル限り國際化問題ノ討議ニハ加ハラスト不參加說ヲ固執セリ

(ロ) 但シ國際化討議ニ不參加ヲ表明セルモ委員會カ右ニ關スル討議ヲ行フコトニ反對ナル次第ニハ非ス

(ハ) 「日本」及「米」ハ國際化ハ反對ニシテ「新西蘭」ノ如キハ國際化ヲ以テ「リディキユラス」ト稱セリト聞キ及ヘル處國際化ハ之ヲ全世界ニ及ホサレハ真ニ「國際化」ト云ヒ得ルヤ

(ニ) 然ルニ世界全部ニ及ホスカ爲ニハ相當ノ時日ヲ要シ其ノ間軍縮ノ實現ハ遷延セラルニ非スヤ何レニセヨ國際化問題ノ討議ニハ參加セスト述フ

此ノ時「典」ハ主タル航空國ノ一タル「獨」カ國際化問題ノ討議ニ參加セサレハ右討議ハ無益ナリト述ヘ英代表「エデン」及「カドガソ」ハ自席ヨリ「然リ」「然リ」ト領キ居タリ

三、「獨」ト議長トノ妥協成立及「獨」ノ參加繼續

(一) 前記ノ如ク昭和八年二月二十七日會合ニ於テ「獨」カ國際化問題討議參加ヲ拒否セル爲議長ハ「獨」代表部ト接衝ノ上同三月一日ノ會合勝頭(Conf. D./C. G./C. A./6)ノ決議ヲ採擇シタル上「獨」ノ參加ヲ得改メテ國際化問題ノ討議ヲ續行スルコトトシタリ

(二) 前記決議内容左ノ如シ

「空軍特別委員會ハ

(イ) 委員會ノ現ニ行ヒツツアル一切ノ討議カ吾人カ其ノ實現ヲ計リツツアル陸軍及海軍航空廢止ノ假定ノ下ニ行ハ

レツツアルコト

(2) 陸軍及海軍航空廢止決定ニ關シ討議セラルヘキ先決條件ハ

(a) 國際化

(b) 航空警察

ノ二問題ノミナルコト

(3) 右二問題ニ關シ表明セラレタル一切ノ意見ハ陸軍及海軍航空廢止ト直接關係アルコト竝ニ右措置ノ範圍ニ關シ合意ノ成立セサル場合ニ於テハ民用航空ニ關スル意見及決定ハ之ヲ無効ト見做スヘキコト

(4) 本委員會ハ出來得ル限り迅速ニ「一般委員會」ニ對スル報告ヲ作成スヘク何レノ場合ニ於テモ昭和八年三月十日前三之ヲ作成スヘキモノナルコト

ヲ認ム」

尙右決議ノ(1)ノ「陸軍及海軍航空」ノ語ノ次ニ「英」ノ提案ニヨリ「一切ノ空中爆撃」ナル語ヲ加ヘタリ

第四、軍用航空廢止ノ條件トシテ民用航空ノ國際化ニ關スル審議ノ再開

前記ノ次第ニヨリ「空軍特別委員會」ハ昭和八年三月一日改メテ國際化問題ノ審議ヲ開始セルカ右ニ際シ討議ハ「佛」カ國際化問題ニ關スル自國ノ所謂建設的提案(Conf. D. 146)部分ヲ敷衍提出シタル提案(Conf. D./C.G./C. A./5)ニ解ルルコト多カリキ右提案ノ概要左ノ如シ

一、「佛」ノ國際化案ノ内容

「1. 各大陸内又ハ大陸間ノ主要航空路ノ經營ハ新ニ設クヘキ國際航空機關監督ノ下ニ置カルル國際航空會社ヲ設立シ之ニ當ラシム

2. 比較的主要ナラサル航空路ノ經營ハ左ノモノヲシテ之ニ當ラシム

前記國際航空會社

私設會社

但シ此ノ場合ニハ左ノ條件ヲ要ス

前記國際航空機關ニヨル是等會社ノ定款ノ承認

前記國際航空會社ニヨル資本參加

從テ該會社代表者ハ重役會ニ出席シ且會計檢查ニ當ル

(附記) 右國際航空會社代表者ニシテ重役會ニ出席スルモノ竝ニ會計檢查院ハ當該私設會社ニ直接關係アル國ノ國籍ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツ

3. 各國々内航空路ノ經營ハ左ノモノヲシテ之ニ當ラシム

前記國際航空會社

私設會社

但此ノ場合前記國際航空機關ニヨリ定款ノ承認ヲ必要トス

4. 一切ノ締約國代表ヲ以テ組織セラルル國際航空機關ヲ設置ス右機關ハ左ノ任務ニ當ル

(1) 航空路設置並地上施設及之ニ關聯スル諸設備(觀測、無線方位通報等)等ノ一般的「プラン」ノ作成
一切ノ航空路開始適否ノ判定

(2) 航空路經營ノ讓渡

(3) 國際航空會社及私設會社定款及地上設備ノ承認

(4) 各會社ニヨリ使用セラルヘキ航空機及總自重ノ決定

機型ノ承認及締約國ニヨリ今後定メラルヘキ基礎ニヨリ各國工業間ニ會社器材注文ノ配分

右國際機關ハ自己ノ承認又ハ命令セル措置ノ適用振り及

(1) 航空器材會社ニ於ケル製作

(2) 國際又ハ私設航空會社會計ノ検査

(3) 器材ノ用途

(4) 人員ノ養成及用途

(5) 基地(又ハ空港)及諸般ノ施設ノ設備

ヲ監督ス

(附記) 右國際機關ハ輕航空ニ付今後制定セラルヘキ規律措置適用ヲモ監督スルモノトス

二、各國態度ノ概要

(一) 「典」ノ態度

(イ) 監督ヲ加味セル國際規律ト雖モ軍用航空廢止ノ爲ニハ不充分ナルヲ以テ國際化ノ必要アリト認ムルカ故ニ「典」ハ「佛」案ノ大綱ヲ受諾スルノ用意アリ而シテ右實現方法トシテハ既存航空輸送會社ニ「佛」案(Conf. D./C. G./C. A.

/C.)ノ4ニ掲タル權限ヲ與フルヲ可トスヘシ如何トナレバ斯クシテ現存資本及經驗ヲ利用シ得ヘケレバナリ
但シ該案ノ實施ハ一舉ニ之ヲ行フコトニハ各國法制ノ改正其他諸般ノ困難ヲ伴フヘキニヨリ逐次的實現ヲ計ルコトヲ可トスヘシ

(二) 「獨」ノ態度

「典」ハ國際化ノ爲ニハ數年ヲ要スト述ヘタルカ「獨」ハ一般軍縮ノ前提トシ一年内ニ一萬五千七百機二萬臺ノ發動機及多數ノ格納庫ヲ破壊シタル經驗ヲ有スル事ヲ述ヘ得ルハ欣幸ナリト皮肉ヲ述ヘタリ

(三) 「佛」ノ態度

「國際化ノ迅速實施ハ一二吾人ノ善意如何ニヨア

「典」代表ノ既存會社利用案ニハ之ヲ國際化スルコト及嚴重ナル監督ヲ加フルコトトシテ同意シ

(ハ) (ロ) 「英」カ前回會合ニ於テ佛案ニ對シ加ヘタル非難ニ對シテハ佛ト雖モ國際化ヲ以テ國際機ノ軍用轉化ヲ絶對ニ防止シ得ルモノトハ信シ居ラス是レ佛カ國際航空警察ノ必要ヲ説ク所以ナリト答ヘ

(ニ) 又國際化ハ自由競争ヲ消滅セシメ民用航空ノ健全ナル發達ヲ阻害スヘシトノ非難ニ對シテ空中戰廢止ノ爲ニハ「佛」ハ右發達ヲ犠牲トスルヲ躊躇セス況ヤ全世界ノ現存民用航空會社中補助金ヲ受ケサルモノハ「ボコタ」ト海岸ヲ連絡スル「コロムビア」ノ一會社及他ノ一會社ノ二ノミニ過キサルニ于テオヤ因テ各國民用航空ノ間ニハ眞ノ意義ニ於ケル自由競争存セス只國家間ノ競争アルノミニテ同航空ノ正常ナル發達ヲ阻害セラレツツアリ故ニ國際化ニヨリ之ヲ合理化スル要アリト認メサルヲ得ストシ

(ホ) 「佛」案ニ基ク國際會社ノ内部ニ於テモ現ニ各國間ニ存スル如キ競争アルヘシトノ批評ニ對シテハ右競争ハ大ニ弱メラルルノミナラス現在ノ如ク一々飛行、著陸ノ許可ヲ求ムルノ面倒ヲ避クヘシト答ヘタリ

三、國際化適用範圍ニ關スル非歐洲國ノ留保

(一) 概說

國際化問題ハ前記記載ノ如ク「佛」及其ノ與國ノ主張ニ拘ハラス「獨」「伊」及「蘭」等ハ明白ニ反對ヲ表明シ又ハ國際化問題ノ技術的審議ノ續行ニヨリ其ノ實現性ノ証シテ空中爆撃禁止不可ニ及ハムトスルヤニモ見エタルカ他方「印度」及「暹羅」ハ昭和八年三月一日空軍特別委員會ニ於テ國際化ハ歐洲ノミニ闘スルモノナリト了解スト留保的聲明ヲナシタル處獨ハ歐洲以外ノ各國ハ歐洲ノ民用航空國際化セラルレハ軍用航空廢止ノ用意アリヤ否ヤヲ知リタシト述ヘタルモ勿論何人モ之ニ答フルコトナク議長ハ討議ヲ次回ニ延期シタリ

(二) 「日」「米」兩國ノ聲明

右「獨」ノ質問ニ對シ我方及米ハ翌三月二日會合ニ於テ左ノ如ク述ヘタリ

(イ) 我方ノ聲明

前回會合ニ於ケル「印度」及「暹羅」代表ノ言ニ全然同意ヲ表シ我方ハ過去ニ於テモ現在ニ於テモ國際化問題ハ純然タル歐洲問題ナリト了解シ居ルコト目下分科會ノ討議事項實現ヲ可能ナラシムヘキ一切ノ措置ノ成ラムコトヲ希望スト述ヘタリ

(ロ) 「米」ノ聲明

(a) 一般市民ニ對スル脅威除去ノ爲軍用航空ノ廢止ヲ提倡スルモノアル處「米」ハ空爆及爆撃機廢止ヲ以テ充分ナリトスルモノナリ
 (b) 爆撃機廢止ノ陸軍及海軍ニ及ボス影響ハ今ヨリ豫斷シ難キモ陸、海軍ノ現状ハ何レモ空軍發達ノ現状ヲ考慮シ成立シ居ル點ヲ忘ルヘカラズ換言スレハ本問題ニハ必然的ニ起ル諸般ノ難點アル事ヲ豫メ強調セムトス
 (c) 軍用航空全廢ノ場合ニ行フヘキ陸海軍ノ調整ハ極メテ廣汎ナルモノアルヘシ如何トナレハ陸海軍ノ「目」タル航空ヲ廢スレハ之ニ代ルヘキ他ノ方法ヲ考フルヲ要スレハナリ例へハ海軍ニ付テハ偵察用ノ新艦型ノ艦船ノ建造ヲ又陸軍ニ付テハ騎兵ノ機械化又ハ兵力增加ヲ必要トスルカ如シ
 (d) 何レニセヨ軍用航空廢止ノ問題ハ然ク簡單ニアラス其ノ解決ニハ根本的條件ノ存スルコトヲ忘ルヘカラズ
 (e) 現ニ軍用航空廢止ヲ主張セル國ト雖モ吾人ヲシテ云ハシムレハ之ヲ解決殆ント不可能ト見ユル條件ニ繫ラシメアルヲ以テ廢止ハ未タ全ク假定的ノモノナリト云ハサルヲ得ス
 (f) 因テ討議ノ現狀ニテハ諾否何レトモ表明シ得ス云々

第五、小委員會ノ設置

昭和八年三月二日「空軍特別委員會」議長ハ財政上法律上ノ見地ヨリ民用航空ノ軍用轉化防止問題ニ關シ一般的質問集ヲ作成スル爲一ノ小委員會ヲ作ルヘキ旨ヲ提議シタル處「佛」ハ一般委員會ニ對スル報告案ヲ作ルモノナリトノ了解ノ下ニ同意シ「獨」ハ國際化ノミナラス一切ノ關係事項ヲモ併セ審議スヘシト注文シ「英」ハ國際航空警察ノ問題ヲ忘ルヘカラスト注意シ結局議長ノ指名ニヨリ
 「ブルツケール」（白）
 「サ一・フィリップ・サスーン」（英）
 「ピエール・コット」（佛）
 「ブランデムブルグ」（獨）
 「フィール」（伊）
 「ボエマン」（典）
 「ギブソン」（米）
 ヨリ成ル小委員會ヲ構成シ議長之ヲ主宰スルコトシタリ

第六、軍用航空廢止條件トシテノ國際航空警察ノ審議

前記小委員會ノ事業終了俟チツツ「空軍特別委員會」ハ昭和八年三月六日及七月ノ兩日ニ亘リ國際航空警察問題ヲ議シ右主張者タル「佛」及「白」ハ夫々詳細ナル説明ヲ行フ處アリタリ

一、各國態度ノ概要

(一) 「佛」ノ態度

(イ) 國際航空警察ハ國際化ヲ補足スル爲ニ必要ナリ如何トナレハ國際化ニヨリ一般市民ニ對スル脅威ハ大ニ減スルモ尙

- (a) 機能
 (i) 一國カ自國領域内ニ存スル民用機抑留
 (ii) 軽飛行機ノ軍用轉化
- (b) 組織
 (i) ノ二危険存續スレハナリ但(b)ニ付テハ監督ヲ以テ充分トスルコトアルヘシ
 (ii) 次テ「國際航空警察」ノ組織等ヲ簡單ニ述ヘ
- (c) 機能
 (i) ハ實現セラルヘキ國際化ノ程度ニ反比例シ
 (ii) 二關シテハ本警察ハ國際紛爭ノ渦中ニ投セラルコト少キ國(Pays Indépendants)ニ置キ所謂「大國」ニハ之ヲ駐屯セシメス
- (d) 「英」ノ態度
 (i) 既ニ屢々述ヘタルヲ以テ何等再言セスト說明シ蘭カ航空警察ノ任務ハ單ニ偵察ニ止マルヤ又ハ制裁的行爲ヲモ行フモノナリヤト質問セルニ對シ「佛」ハ右任務ノ決定ハ「一般委員會」又ハ常設軍縮委員會ノナスヘキ處ナルモ「佛」トシテハ航空警察ノ任務ノ一ハ聯絡、其ノ二ハ國際紛爭勃發ノ可能性ヲ生シタル「危險地帶」ノ監視、其ノ三ハ右ノ如キ地帶ニ於テ國際警察ノ任ニ當リ武力行使發生ヲ防止スルニアリト考慮シ居レリト答辯セリ
- (e) 國際航空警察ノ任務
 (i) 本件ニ關シ吾人ハ未タホンノ大綱ヲ知ルニ止ルノミナラス本件ハ技術上政治上ノ重要問題ナルカ故ニ何レ後ニ詳細ニ意見ヲ述フヘシト極メテ留保的態度ヲ示セリ
- 二、國際航空警察問題ノ一般討議終ルヤ「佛」及議長ハ右警察ノ任務及職能ヲ定ムルノ要アリト提言シタル處右ニ
- 右ノ如ク國際航空警察問題ノ一般討議終ルヤ「佛」及議長ハ右警察ノ任務及職能ヲ定ムルノ要アリト提言シタル處右ニ
- (f) 「白」ノ態度
 (i) 關シ「白」ヨリ左ノ提案アリタルヲ以テ之ニ基キ討議ヲ行ヒタリ
- (g) 國際關係緊張ノ場合ニ於ケル空輸確保ノ任務
 (i) 偵察及報道任務
- (h) 民用航空濫用及軍用防衛任務
- (i) 「侵略國」ニ對スル制裁行爲ニ關シ國際空軍ノ使用
- (j) △國際關係緊張ノ場合ニ於ケル空中交通確保任務ニ關スル討議
- (k) (i) 「蘭」ノ態度
 (ii) 此ノ任務ハ主トシテ乗客及文書ノ輸送ニアルヘシト信スル處右ノ如キハ特ニ國際航空警察ヲ俟タスシテ實現セラルル處ニシテ現ニ警官郵便屋トハ異レリト揶揄セリ
- (l) 「白」ノ態度
 (i) 國際聯盟從來ノ研究ニヨレハ戰爭ノ脅威アル場合理事會ノ迅速召集ハ極メテ緊要ニシテ之カ爲聯盟カ航空機ヲ有スルハ必要ナリ
- (m) 國際航空警察ト云フモ右任務ニ當ル機ハ兵器ヲ有セス單ニ警察標識ヲ有スヘク之ヲ警察ト稱スルニ何等差支ナカルヘシ
- (n) 「英」ノ態度
 (i) 「蘭」ニ同意ヲ表シ「白」案ノ最初ノ二任務ハ(四)ニ比フレハ重要ナラス
- (o) 本委員會ノ重要ナル任務カ民用航空ノ軍用轉化防止ニアリ
- (p) トスレハ(三)ト(四)トヲ打ツテ一題トシ討議スル方可ナルヘシト提議セリ
- (q) 議長ノ提議

然ルニ議長ハ之ニ反対シ（一）（三）ハ平時ノ問題ナルニ對シ（四）ハ戰時ノ問題ナルカ故ニ先ツ初メノ三者ヲ審議スルコト
トシ直チニ（三）ノ討議ヲ開始スヘク（三）ノ解決ヲ見ハ自然（一）及（二）ハ解決ヲ見ルヘシトテ（三）ノ討議ヲ始メタリ

△民用航空ノ濫用及軍用防壓任務ニ關スル討議

「獨」ハ

（イ）先ツ「獨」ハ軍用航空ヲ有セサルカ故ニ國際航空警察ノ組織ニハ參加不可能ナリト前提シ前記四任務中ノ初メノ三
ニ付批評ヲ試ミ

（ア）第一任務ニ付テハ「ドイチエ・ルフト・ハンサ」會社ハ相當ノ賃銀ノ支拂ヒアラハ喜ヒ其ノ任ニ當ルヘクスケテ經
費多キ國際空軍樹立ノ必要ナキニ至ルヘシ

（イ）第二任務ノ意義ハ充分之ヲ了解シ難キモ空中ヨリスル視察カ聯盟又ハ常設軍縮委員會派遣員ニヨリナサルル地上
ノ視察ヨリ精確ナリトハ信セラレス又戰爭ノ脅威アル場合ニ危險地帶ノ視察ヲ行フヘントノコトナル處サラヌタニ
興奮シ居ル同地帶人民ハ見慣レサル「外國」機ノ出現ノ爲益々興奮ノ惧ナキヤ

（ロ）民用航空ニ關シテハ既ニ國際規律、國監及ヒ國際化等ノ措置ヲ考慮シ今更ニ何ヲ求メムトスルカ濫用防止ノ爲ニ
ハ偵察機、戰闘機延イテハ爆撃機ヲモ必要トスヘキ處爆撃機ノ必要ヲ豫見スル如キハ七月二十三日「一般委員會」カ
決議セル「空爆」禁止ヲ國際聯盟主唱ノ下ニ復活セシムルモノナリト一々反駁ヲ加ヘ

（ハ）斯クノ如キハ果シテ民用航空ノ濫用防止ノ爲ニ缺クヘカラサルノ措置ナリヤ「獨」トシテハ既ニ自國カ會議第一期
ニ空軍委員會ニ提出セル空中爆擊ノ全禁及軍用飛行機定義兩案ヲ採擇スルニ如カストナスモノナリトシ次テ「白」提
案第四任務ニ關シ

（ド）本任務ニ關スル討議ハ純然タル政治問題ニシテ空軍特別委員會ノ權限外ナル處技術的見地ヨリ見ルモ先ツ其ノ機
能及運行振リヲ知ル要アリトテ構成、指揮官及人員其他ノ事項ヲ舉ケ之ヲ如何ニ取扱フヤト問ヒ

案第四任務ニ關シ

（ハ）次テ千九百三十一年十二月十八日附「La France Militaire」中ニ「オーベル」將軍ハ國際軍ノ可能性ヲ否認シ居ル
ニアラスヤト該記事ヲ讀ミ上ケタル處「佛」ハ「オーベル」將軍ハ本問題ニ關スル權威ニ非サルノミナラス「佛」ニ限
ラス何レノ國ニ於テモ政府ノ意向ニ同意セサルモノ必ス存スヘシト述ヘ一々「獨」代表ノ言ニ付キ巧ミニ回答シ「國
際化ヲ國際航空警察ニヨリテ補足スルノ要アリトノ自説ヲ繰リ返シタリ

三、國際航空警察問題ニ關スル一般討議ハ大體盡キタルカ故ニ昭和八年三月七日「英」ノ提案ニ基キ前記第五所載

起草委員會ニ國際航空警察問題ヲ廻付スルコトシタリ

第七、民用航空國際化及國際航空警察質問集ノ審議

一、質問集ノ内容

國際化及國際航空警察質問集（Conf. D./C. G./C. A./8）左ノ如シ

「左ニ掲クル一切ノ提案ハ吾人カ其ノ實現ニ努ムヘキ陸海航空及空爆廢止ノ假定ノ下ニ作成セラレタルモノナリ
因テ以下諸問題ハ右假定ノ實現ヲ可能ナラシムヘキ案ノ作成カ可能ナリヤ否ヤヲ定ムルカ爲ニ行ハルモノトス

- (1) 民用航空ノ軍用轉化ニ關スル懸念ハ先ツ第一ニ民用飛行機ヨリ爆弾ヲ投下シ得ル可能性ニ基クモノナリヤ
- (2) 然リトセハ空中爆擊及其ノ平戰兩時ニ於ケル準備ノ絶對且一般的禁止ハ民用航空ノ軍用防止ノ爲ニスル缺クヘカラ
サル措置トシテ必要ナリヤ

（3）右案ハ

（ア）全世界

（イ）歐洲ノミ

（ウ）地理的ニ限定セラレタル地域

ノ何レカニノミ適用セラルルモノト考フルヤ

(4) (a) 右目的ノ爲民用航空ノ規律ハ必要ナリヤ

(b) 商業上ノ基礎ニ於ケル民用航空ノ發達ヲ妨ケサル様規定ヲ設クヘキモノナリヤ

(c) 右規定ハ戰爭ノ準備又ハ遂行ノ爲ニスル民用航空ノ器材、人員及編成ノ使用ニ對スル有效ナル保障タルヘキモノナリヤ

(5) 右規定ノ適用ハ

(a) 一定規則ニ基キ常設軍縮委員會

(b) 規定適用細則及一定ノ限度内ニ於テハ自ラ規定ヲ作成スル權限アル特別機關

ノ中ノ何ニヨリ監督セラルヘキモノナリヤ

(6) (a) 右ノ外國會社ニヨル國際航空路ノ經營及發達ヲ可能且助長スヘキ新ナル國際法制ヲ作ルハ適當ナリヤ

(b) 前項ノ目的ノ爲ニハ一國以上ノ上空ヲ飛翔スル航空路ヲ國際空路ト看做スヘキモノナリヤ

(c) 航空路ノ兩端カ同一國領域ニ存スル場合ニ於テモ右航空路カ數國領域ニ亘ルトキハ之ヲ國際航空路ト看做スヘキヤ

(d) (イ) 其ノ財政ノ國際的ナルモノ

人員ノ國際的ナルモノ

(e) (ロ) 國際的機關ノ監督下ニ付セラレタルモノ

(f) (ハ) 國際的機關ノ監督下ニ付セラレタルモノ

ヲ國際會社ト看做スヘキヤ

(7) 商用航空企業ヲ有シ且參加方ヲ希望スル一切ノ締約國代表ヲ以テ組織セラルル國際航空機關ヲ設クルコトヲ必要ナリヤ

(8) 右國際機關ハ國際航空路經營ノ爲ニスル許可下付ノ權能ヲ有スヘキヤ

- (a) 右許可ナクムハ一切ノ國際航空路經營ヲ禁止スヘキヤ
- (b) 許可ヲナスニ當リ國際機關ハ當該航空路カ專ラ民用使途ニ充テラルルコトヲ確得スヘキヤ
- (c) 國際機關ハ左ノ權限ヲ有スヘキヤ
- (d) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (e) (イ) 會社定款ノ承認
- (f) (ロ) 當該企業カ民用的性質ヲ有スル様經營條件ノ決定
- (g) (ロ) (イ) 國際機關ハ右ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (h) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (i) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (j) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (k) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (l) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (m) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (n) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (o) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (p) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (q) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (r) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (s) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (t) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (u) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (v) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (w) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (x) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (y) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (z) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ

- (i) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (j) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (k) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (l) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (m) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (n) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (o) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (p) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (q) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (r) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (s) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (t) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (u) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (v) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (w) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (x) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (y) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ
- (z) (ロ) (イ) 國際機關ハ左ノ如キ一切ノ國際會社ノ重役會ニ代表者ヲ出スヘキヤ

又ハ

- (f) (ロ) (イ) 國際機關ヲ代表スル「オブザーバー」タルヘキヤ
- (g) (ロ) (イ) 各會社ニ對スル國際機關代表者ハ直接關係國以外ノ國ヨリ之ヲ選任スヘキヤ
- (h) (ロ) (イ) 國際機關ノ許可ヲ待チテ經營スルヲ得ル航空路ノ經營ハ現存會社ニ之ヲ與フヘキヤ
- (i) (ロ) (イ) 右ノ如キ許可ハ少クトモ各國政府カ現存會社ニ與ヘタル許可ノ期間ト同一ナルヘキヤ

(h) 國際機關ハ許可取消權ヲ有スヘキヤ

數ヶノ競争線アル場合其ノ一線ノミヲ許可スヘキヤ

然リトセハ許可ヲ得サリシ會社ヲ買上クヘキヤ

(g) 又ハ新ナル航空路經營ノ爲國際會社ノ設立ヲ獎勵スヘキヤ

國際機關ハ現存會社ヲ純然タル國際會社ニ變更スルコトヲ獎勵スヘキヤ

(f) 國際機關ハ航空機ノ監督ヲ行フヘキヤ

(e) 國際機關ハ左ノ監督ヲ任トスヘキヤ

(d) 私有航空機

(c) 航空路以外ニ使用セラル商用飛行機

(b) 國際機關ハ最モ重要ナル航空路ヨリ成ル主要航空網ノ經營ニ當ル一ノ會社ノ指揮監督ニ當ルヘキヤ

(a) 國際機關最終ノ目的ハ一ノ國際網ニ蒐約セラレタル一切ノ主要航空路經營ノ爲ニスル一大國際會社ノ指揮ニアリ

(c) 被合併會社ノ技術上ノ經驗、資本及其ノ株主ノ利益ヲ考慮シ賠償金ヲ之ニ支拂フヘキヤ

(b) 國內航空路ヲ經營スル會社ノ定款（人員及器材）承認ノ權限ヲ國際機關ニ與フヘキヤ

(a) 國際機關ハ計劃セラレタル國內航空路ノ建設カ正當ナリヤ否ヤノ判斷權ヲ有スヘキヤ

(11) 國際機關ハ航空ノ發達ニ資スヘキ氣象關係其他諸般ノ専門的設備ニ關シ統一的且合理的ナル規定ノ起案ヲ爲スヘキヤ

(12) (a) 國際機關ハ左ニ關シ規定ヲ設クルノ權限ヲ有スヘキヤ

(b) 航空器材工場ニ於ケル製作

(13) (14)

(a) 國際會社及個人會社企業計算
(b) 國際機關ノ計劃セラレタル國內航空路ノ建設カ正當ナリヤ否ヤノ判斷權ヲ有スヘキヤ
(c) 國際機關ハ各國ノ運輸航空以外ノ民用航空ノ人員及器材ニ關シ監視及決定ノ權限ヲ有スヘキヤ
(d) 國際機關ハ會社使用ニ屬スル航空機ノ最大數及總自重（總容積）ヲ定ムヘキヤ
(e) 國際機關ハ
基地（空港）及各種機關ノ設備
器材ノ用途
人員ノ用途及養成

(f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)

(15) (a) 國際機關ハ各國ノ運輸航空以外ノ民用航空ノ人員及器材ニ關シ監視及決定ノ權限ヲ有スヘキヤ
全世界ニ對シ同一制度ヲ適用セサル場合締約國ハ民用航空經營ニ關スル國際制度ノ適用ヲ受ケサル國ニヨリテ爲ナル軍事上ノ使用ヲ以テスル民用航空ノ發達及自國又ハ他ノ國ノ爲ニ軍事上ノ目的ヲ以テスル民用航空ノ建造ニ對シ充分保障セラルト認ムルヤ

(16) (a) 前記諸問ニ對スル解答ニ基キ
(b) 各國航空工業間ニ器材ノ分配シ且機型ヲ定ムルノ權限ヲ有スヘキヤ
全世界ニ對シ同一制度ヲ適用セサル場合締約國ハ民用航空經營ニ關スル國際制度ノ適用ヲ受ケサル國ニヨリテ爲ナル軍事上ノ使用ヲ以テスル民用航空ノ發達及自國又ハ他ノ國ノ爲ニ軍事上ノ目的ヲ以テスル民用航空ノ建造ニ對シ充分保障セラルト認ムルヤ

(17) (a) 國際化ニヨリ實際上民用航空ノ一切ノ活動ニ對シ有效ナル監督ヲ爲シ得ルモノト認メラルルヤ
例へハ
(i) 航 空 路
(o) 國 內 航 空 路

(八) 商用航空機

(二) 個人所有航空機

(ホ) 航空機工業

(ホ) 商用航空機

(b) 然リトセハ右監督ハ商用航空ノ發達ヲ阻害スヘキヤ

(c) 然リトセハ右監督ハ器材人員及編成ニ關スル戰爭ノ準備又ハ戰爭其ノモノノ爲ニスル使用ニ對シ充分ナル保障タリヤ

(d) 然リトセハ右監督ハ

戰爭ノ場合締約國ニ對シ軍用ノ爲ニスル民用機ノ濫用ニ對シ保障タリ得ヘキヤ

戰爭ノ場合侵略國領域ニ存スル民用航空機抑留ヲ防止スルニ足ルヤ

(ハ) 軍用航空機ノ全廢ヲ「デヤステイフアイ」スルニ充分ナル保障タリ得ヘキヤ

(17) 右組織ヨリ來ル保障ハ締約國ヲシテ軍用航空及空中爆撃ヲ廢止セシムルニ充分ナリヤ

(註) 國際航空監督ニ關スル質問集ハ三十問ヨリ成ルモ茲ニハ略ス

一一、質問集ノ討議

「空軍特別委員會」ハ昭和八年三月十五日及十七日ノ前記質問集ノ討議ニ充テタル處三月十五日中ニハ最初ノ三問ノミヲ大體議了シ次テ同十七日質問集爾餘ノ部分ノ討議ヲ續行セムトセシモ其ノ間三月十六日「英」首相ハ「英」條約案ノ内容ヲ披露シ其ノ一般討議ヲ開始スルコトナリタル爲我方「英」「米」及「伊」ハ右一般討議ノ經過ヲ見ル爲暫ク委員會ノ議事ヲ中止スヘキコトヲ提議シタル結果右ニ決セリ其ノ後「獨」及「佛」ハ屢々本委員會再開方ヲ主張セシモ遂ニ其ノコトナク其ノ後空軍問題ニ關スル討議ハ「英」條約案ニ關シ「一般委員會」ニ於テ行ハレタルノミナリキ

質問集中右三問ニ關スル討護ノ經過左ノ如シ

◎第一問

「民用航空ノ軍用轉化ニ關スル懸念ハ先づ第一ニ民用飛行機ヨリ爆彈ヲ投下シ得ル可能性ニ基クモノナリヤ?」
何人モ發言ヲ求ムルモノナク議長ハ委員會ニ本問ニ「然リ」と答フルモノト認ムト宣セリ

◎第二問

「然リトセハ空中爆撃及其ノ平時並戰時ニ於ケル準備ノ絕對且ツ一般的の禁止ハ民用航空ノ軍事的使用防止ノ爲ニスル缺クヘカラサル措置トシテ缺クヘカラサルモノナリヤ」

本問ハ極メテ重要問題ニシテ本質問集起草委員會ニ參加セサリシ我方トシテハ寧ロ其ノ趣旨ニ關シ奇異ノ感ヲ懷キ居リシ處果シテ削除論現ハレ提案國「獨」ハ頑強ニ之ニ反對シ議事爲ニ一時緊張シタリ

(一) 「佛」ノ見解

(イ) 本質問及前文記載ノ通各種質問ハ軍用航空及爆撃廢止ノ假定ノ下ニ討議セラルルモノナルカ故ニ改メテ本問ヲ記載スルノ要ナシ

(ロ) 沢シニヤ客年七月二十三日「一般委員會」決議ノ結果爆撃禁止自身ハ寧ロ第二義的意義ヲ有スルニ止マリ今日ニテハ民用航空ノ不法ナル使用防止ノ爲ニスル措置ノ方重大ナルニ於テヲヤト削除說ヲ述ヘ「米」ハ「佛」ニ同意ヲ表シ本問題ヲ削除スヘシトシ「英」モ亦前文ニ於テ爆撃及軍用航空ノ廢止ヲ假定スル以上何ノ必要アリテ更ニ本問ヲ插入スルヤト之亦削除說ヲ説ヘタリ

(二) 「獨」ノ見解

本問ハ質問集中ノ最重要問題ニシテ之ニ肯定的ニ答フルニ於テハ各種ノ條件ノ付セラレアル七月二十三日「一般委員會」決議ニ比シ一大進歩ヲ劃スルモノナルカ故ニ之カ削除ニハ反對ナリ本問ヲ削除セムトスルニ於テハ宜シク表決ニ付スヘシト滿面朱ヲ注キ自説ヲ主張セリ

(三) 第二問ニ關スル議長修正案

於茲議長ハ左案(註)ヲ討議ノ基礎トスヘシト提議セル處「佛」ハ議長案ハ要スルニ第二問維持説ナル處同案ノ末尾ニ「然レトモ右禁止ハ民用航空機ノ不法ナル使用防止ノ爲ニスル措置カ採ラレタル場合ニ於テ初メテ實效的ナリ」ト附加セラルニ於テハ同意スヘシトシ又「英」「米」及「加奈陀」ハ何レモ第二問ノ討議ヲ質問集ノ最後ニ廻スヘシト斡旋セル爲「獨」モ遂ニ之ヲ監督ニ關スル第五問ノ直後ニ廻スコトニ同意セリ

(註)「委員會ハ空中爆撃及平時並ニ戰時ニ於ケル其ノ準備ノ絕對且ツ一般的禁止ハ民用航空ノ軍事的使用防止ノ爲ニスル必要ナル手段ノ一タルコトヲ認ム」

◎第三問

「委員會ハ本案ヲ

(イ) 全世界
(ロ) 單ニ歐洲
又ハ

(ハ) 地理的ニ限定セラレタル地域

ノ何レカニノミ適用スヘキモノト考フルヤ?」

(一) 「佛」ノ態度

客年七月二十三日「一般委員會決議」ハ「右適用不可能ナル地域」ヲ除キ原則トシテ全世界ニ及ブモノトナセルヲ以テ改メテ茲ニ第三問ヲ置クノ必要ナシト異議ヲ申立テタルモ議長ハ右決議ハ吾人ノ合意ノ最少限度ヲ示スモノニシテ其レ以上ニ出ツルコトハ決シテ不可ナラナルノミナラス此際「適用不可能ナル地域」ヲ決定スルノ要アリ而シテ第三問ニ對スル回答ヲ延期スルカ如キハ諸般ノ狀況ニ鑑ミ不可能ナルヲ以テ

- (イ) 軍用航空廢止ノ目的ヲ以テスル民用航空ニ對スル關與ヲ絶對ニ拒否スル國アリヤ否ヤ
(ロ) 右ノ如キ國ト雖モ軍用航空ノ廢止ヲ受諾スルノ意アリヤ否ヤ
- ノ二點ニ付各國ノ態度ヲ明カニスルコト必要ナルヘク然ラスムハ是レ以上本委員會ノ討議ヲ續行スルモ其ノ效果ヲ疑ハサルヲ得スト述フル處アリタリ

(二) 「英」ノ見解

世界ノ一部分ノ國ノミカ民用航空ノ監督ヲ受諾シ他ノ部分ノ國カ之ヲ受諾スルノ要ナク無制限ニ民用航空及之ニ關スル工業ヲ發達シ得ルモノトナスハ不可ナリトテ議長ノ見解ヲ支持セルモ其レ以上討議ノ進捗ヲ見ス

第二節 「英」條約案提出後ニ於ケル空軍問題經緯

第一項 「英」條約案一般討議ニ表ハレタル空軍事項

第一目 「英」條約案空軍條項ニ關スル「英」首相ノ説明

「英」首相ハ昭和八年三月十六日「一般委員會」席上自ラ「英」條約案ノ説明ヲ行ヒタルカ右ニ際シ空軍關係條項ニ付キ述ヘタル處左ノ如シ

- 一、空中爆撃ハ實際上ノ必要ニ基ク極ク少ノ例外ヲ除キ全禁スルコトトシ會議一般ノ希望ニ添フコトトシ且右禁止ノ可能性研究ノ爲民用機ノ濫用ニ對スル最モ實效的ナル保障ヲ條件トスル軍用機全廢問題ヲ引續キ考究セムコトヲ欲ス
二、老大ナル民用航空ヲ有スルハ強力ナル空軍ヲ有スルニ等シ余ハ離「英」ニ先チ軍事的見地ノミナラス商業的見地ヨリモ一(民用航空ノ發達ヲ「ビーナライズ」スヘカラス)ー本問題ヲ研究シ其ノ極メテ難問ナルコトヲ知レリ
三、余ハ本問題ニ關スル解決案ヲ未タ有シ居ラス然レトモ吾人カ本問題解決ノ希望ヲ失フヘキコトヲ希望スル勿レ吾人モ亦諸君カ希望ヲ失フモノトハ豫期セサルヘシ

第二日 空軍條項ニ對スル各國ノ一般的見解

「一般委員會」ハ昭和八年三月二十四日、二十五日、二十七日ニ至リ「英」條約案ノ一般討議ヲ行ヒタル處右ニ際シ空軍事項ニ關シ各國ノ述ヘタル處左ノ如シ

一、「波蘭」ノ見解

(一) 空軍事項ニ付「英」ノ求ムル犠牲ハ同案カ他ノ事項ニ付求ムル處ニ比シ大ナルノミナラス其ノ課セラル程度ノ如キモ國ニヨリ必スシモ同一ナラス

(二) 殊ニ發送セル民用航空ヲ有セサル國ノ見地ヨリスレハ軍用航空カ他國ノ民用航空ヨリ來ル脅威ニ對シ防禦的價值ヲ有スルコト明カナリ

(三) 「英」案第四十一條ニ掲クル處ノ數字ハ充分ニ安全保障要素ヲ考慮シ居ラサルモノト認ム

(四) 「波蘭」代表部ハ善意ヲ以テ「英」案ノ審議ニ參加スヘシ然レ共「英」案中多數ノ條文ハ改竄修正又ハ削除セラルルヲ要スヘン

二、「佛」ノ態度

「佛」ハ極メテ抽象的態度ヲ持シ「英」案規定以上ニ出ツルコト不可能ナリヤ否ヤヲ知ル爲目下「英」條約案ノ一般討議ノ爲議事ヲ中止シツツアル「空軍特別委員會」ヲ再開セヨト述フルニ止マリタリ

三、「蘇」ノ見解

(一) 空軍事項ニ關シテハ各國割當飛行機數ノ計算基礎ヲ知リ度シ該割當飛行機表ハ一切ノ國ニ及フヘク「蘇」代表部トシテハ其ノ近接國ノ空軍兵力特ニ最近自國領域外ニ補助的空軍構成ノ可能性ヲ獲得セル日本ノ空軍兵力ニ多大ノ關心ヲ有スルモノナリ

(二) 空中爆撃ハ何等ノ除外ナク禁止スヘク右禁止遵守ノ爲「英」案第三十四條モ軍用航空全廢ノ趣旨ニ修正スヘキナリ

四、「土」ノ態度

(一) 空中爆撃全廢ニ同意ヲ表スルモノナルカ「英」案第三十四條中ノ「僻遠ノ地方」ナル意義不明瞭ナリ勿論右ハ締約

國領域内ノ地域ナルヘキ處歐洲ヨリ遠距離ニアリトノ理由ニヨリ敵國ニ對シテスラ禁止スル爆撃ヲ警察上ノ必要ニヨリ自國民ニ對シ加フルヲ認ムルヘキニハ非ナルヘン

(二) 「英」案ノ「土」ニ許容セル飛行機數カ「土」ニ該當スヘキ歐洲國ニ許容セラレタルモノノ半ハニモ達セサルハ驚愕セリ

五、「諾」ノ見解

(一) 空爆ニ關スル「英」案第三十四條ハ全ク不可ナリ「僻遠ノ地方」トハ何ヲ意味スルヤ最近數年否數ヶ月ノ經驗ハ何レノ地域ニモ紛争勃發ノ可能性アルコトヲ豫想セシメ居ル處警察用ノ爆撃機カ戰爭ノ場合戰爭ニ供セラレストノ保障何處ニアリヤ

(二) 空爆ハ武力ヲ用フル者ニ對スル大ナル誘惑タルヘク而シテ誘惑ハ常ニ之ヲ避クルヲ要ス況ヤ容易ニ既成事實ヲ作ルニ適當ナル空戰ヲ避クルヲ要スルコト明カナルニ於テヲヤ

(三) 印度又ハ「メソボタミヤ」ノ山間ニ在ル部族ニ對シ此ノ種措置ヲ加ヘムカ爲ニ右ノ如キ誘惑ノ因ヲ殘置セシムルコト果シテ妥當ナリヤ余ハ疑ナキヲ得ス此ノ點ニ關シ「英」代表部ノ意見ヲ承知シ度シ

六、「支」ノ態度

(一) 「英」案カ空爆全廢ヲ提議シ居ルハ大ニ可ナリ空爆ハ今ヤ支那民衆ニヨリ實ニ戰慄スヘキ意義ヲ有ス支那民衆ノ最近ノ經驗ニ徵スルモ空爆ハ「空軍委員會」報告(Conf. D. 123, Conf. D/C. A./34(1))ノ認メタル如ク客年四月二十二日「一般委員會」決定ノ特性ヲ備ヘ居レリ

(二) 「英」案第三十四條ノ「僻遠ノ地方」ノ語ノ意義ニ付危惧ノ念ヲ禁シ得ス警察目的ノ意義ニ關シテモ亦然リ

(三) 「支」ノ目下遭遇シツツアル事態ハ「支」ノ軍備縮少制限又ハ現状維持ヲ不可能ナラシムルモノニシテ特ニ「支」ニ與フルニ僅々百機ノ飛行機ヲ以テスルカ如キハ平和維持ノ大眼目ヨリスルモ探ラサル處ナリ

右ノ外「智利」「アフガニスタン」ハ「英」案ノ空軍條項ニ對シ原則上同意ヲ表シ芬蘭ハ自國割當飛行機數ハ大ニ不足ナリト述フル處アリタリ

第二項 「英」條約案空軍條項ノ討議

一、「英」條約案ハ其ノ第一編第二款第三章第三十四條乃至第四十一條ニ空軍關係條項ヲ規定シ居ル處「一般委員會」ハ昭和八年五月二十七日午前午後ニ瓦リ右條項ノ一般的討議ヲ行ヒタリ右ハ所謂第一讀會ニシテ何等實質的意味合ヲ有セサリシモノニシテ發言ヲナセル各國モ亦漫然ト自國ノ一般的見解ヲ述フルニ過キサリキ

二、二十七日午後ノ會合ニ於テハ未タ討議繼續ノ勢ヒナリシ處「空軍特別委員會」議長タル「マダリニアガ」(西)ハ急ニ議事手續ニ付發言シ「一般委員會」ハ今ヤ何等ノ條件ヲ付スルコトナク直截ニ軍用航空全廢ヲ主張スル國ノ一群(「獨」及「舊與國ヲ指ス」)ト民用航空國際化及國際航空警察ヲ條件トシテ軍用航空廢止ニ同意スル國ノ一群(「佛」及其ノ與國)ノ對立ニ直面シ居ル兩者ノ間ニ妥協點ヲ見出シ得サル限り此ノ上議事ヲ進ムルモ無益ナルヲ以テ此際討議ヲ打切り第二讀會ニ至ル迄ノ間ニ軍用航空全廢主張各代表部ノ間ニ一案ヲ得ルニ努ムルヲ得策トスヘシト提議シ議長亦之ニ賛シタルカ爲空軍條項ノ討議ハ案外簡單ニ切り上ケラレタリ

三、然レトモ我方ハ空中爆撃ニ對スル帝國態度ヲ比較的早キニ及ヒ表明シ置クヲ適當ト認メ佐藤全權ヨリ特ニ「ヘンダーソン」議長ニ申入レ昭和八年六月八日「一般委員會」ニ於テ我方聲明ヲ行フ様機會ヲ作ラシメ本項第四目ノ聲明ヲ行ヒタリ

四、本條項ノ討議ハ各條別ニ行ハレス一括シテ行ハレタルカ故ニ本項第一目ニ「英」條約案空軍條項條文及修正案ヲ掲ケ第二目ニ各國ノ一般的態度ヲ掲ケタリ只右修正案中「西」修正案ハ比較的詳細ナルモノナルカ故ニ別ニ之ヲ第三目ニ掲

ケタリ

第一目 「英」條約案空軍條項條文及各國修正案

第三章 空 軍 軍 備

◎第三十四條

「締約國ハ特定遠隔ノ地方ニ於ケル警察目的ノ爲ニスルモノヲ除キ空中ヨリスル爆撃ノ全廢ヲ受諾ス」

△第三十四條ニ對スル修正案

一、「暹羅」修正案(Conf. D./C. G./64)

「特定遠隔ノ地方ニ於ケル警察目的ノ爲ニスルモノヲ除キ空中ヨリスル爆撃ハ一切ノ場合ニ於テ之ヲ嚴禁ス」トノ語ヲ附加ス

二、「アティト・アンタント」修正案(Conf. D./C. G./119)

「(a) 「特定遠隔ノ地方」ヲ「歐洲以外ニ於ケル特定遠隔ノ地方」トシ

(b) 本條ノ終リニ「但歐洲ニ關シテハ嚴重ナル監督及制裁ヲ規定ス」トノ語ヲ附加ス」

(註) 其後「小協商團」ハ昭和八年五月二十七日「一般委員會」ニ於テ「英」案第三十四條ノ除外例ヲ削除シ空中爆撃全禁ノ趣旨ニ本修正案ヲ訂正シタリ

三、「波斯」修正案(Conf. D./C. G./120)

「空中爆撃全禁ヲ可トスルモノナルモ遠隔地方ニ關スル除外例カ維持セラルル場合ニハ之ヲ左ノ如ク修正ス

「自國領域ニ於ケル警察目的、・、・、」」

四、「獨」修正案(Conf. D./C. G./92)

第三十四條ノ除外例ヲ廢止シ「空中ヨリスル爆撃ノ全廢及右ノ如キ爆撃ノ爲ニスル一切ノ準備」ナル語ヲ附加ス

五、「撲」(Conf. D./C. G./115) 及「洪」(Conf. D./C. G./116) 修正案

第三十四條ヲ左ノ如ク修正ス

「締約國ハ陸軍及海軍航空及空中爆撃ノ全廢ヲ受諾ス

一切ノ陸軍及海軍飛行機ハ條約實施ノ時ヨリ十二ヶ月以内ニ破棄セラルヘシ」

六、「干」(Conf. D./C. G./74) 「蘇」(Conf. D./C. G./83) 「支」(Conf. D./C. G./84) 「アガニスタン」(Conf. D./C. G./88) 及「波蘭」(Conf. D./C. G./111) 修正案

「英」條約案第三十四條ノ除外例ヲ削除ス」

◎第三十五條

「本條約第六條ニ基キ設置セラルル常設軍縮委員會ハ速ニ

(イ) 民用航空ノ軍事上ノ濫用防止ヲ目的トスル實效的ナル監督方法ト相關聯シ陸軍及海軍航空機ノ全廢

(ロ) 此種有效ナル監督ノ確保不可能ナル場合ニハ各締約國ノ特殊事情ヲ參照シ其ノ國ノ安全及義務ト兩立スル所要最小機數ノ決定ヲ規定スル最良可能ナル案ノ探求ニ努ムヘシ

常設軍縮委員會ニヨリ作成セラレタル該案ハ第二回軍縮會議ニ報告セラルヘシ如何ナル場合ニ於テモ附屬書第二ニ掲クル民用航空ニ關スル措置ハ本條約實施期間中適用セラルヘシ」

△第三十五條ニ對スル修正案

1) 「蘇」(Conf. D./C. G./83) 「撲」(Conf. D./C. G./115) 及「洪」(Conf. D./C. G./116) 修正案

「第三十五條ヲ削除ス」

1) 「波蘭」修正案 (Conf. D./C. G./92)

「本條ハ「空軍特別委員會」ハ各種提案ノ趣旨ヲ考慮ノ上起草委員會ニ附記ベヘシ」

II・「支」修正案 (Conf. D./C. G./84)

本條ヲ左ノ如ク修正ス

「締約國ハ自國ノ陸軍及海軍航空ヲ全廢スルコトヲ合意シ且民用航空ノ軍用ニ充テラルコトヲ防止スル爲常設軍縮委員會ヲシテ同航空ニ對スル有效ナル國際監督ニ付研究ヲ行ハシムヘシ」

四、「獨」修正案 (Conf. D./C. G./92)

本條ヲ左ノ如ク修正ス

「締約國ハ自國軍備中ニ陸海航空ヲ包含セシメサルコトヲ約ス一切ノ陸海航空器材ハ左ノ期限中ニ破壊セラルヘキモノトス條約實施後十二ヶ月以内ニ其ノ二分ノ一

條約實施期間終了前ニ爾後ノ二分ノ一

締約國ハ民用航空ノ軍用轉化防止ノ爲本章附屬書ニ定ムル條件ニヨリ同航空ニ對スル有效ナル監督ヲ受諾ス

(附記) 右附屬書ハ「空軍特別委員會」ヲシテ作成セシム右附屬書ノ記載スヘキ規定ハ「英」條約案(附屬書第一)ノ豫見スル五年ノ期間ニ對スルモノヨリ嚴重ナルヘキモノトス但シ右規定ハ民用航空ノ正當ナル發達ヲ害スヘカラ

ナルモノトス」

◎第三十六條

「第三十五條所載ノ目的達成ヲ容易ナラシメムルニ必要ナル縮少ヲ行フ目的ヲ以テ締約國ノ現用中ノ陸海空軍所屬戰用飛行機ハ本條約期限ノ終期迄ニ當該國ニ付キ本章附屬表ニ掲タル數ヲ超過スルヲ得ス他ノ締約國ニ關シテハ昭和八月一月一日ノ現狀ヲ本條約期間中維持スヘキモノトス

本章附屬表ニ掲タル各締約國ハ各場合ニ付キ當該國陸海空軍現用機數ノ二十五「パーセント」ヲ超ヘサル直接豫備機ヲ保有スルコトヲ得」

△第三十六條ニ對スル修正案

I・「支」(Conf. D./C. G./84)「獨」(Conf. D./C. G./92)「換」(Conf. D./C. G./115)及「洪」(Conf. D./C.G. 116)修正案
「本條ヲ削除ス」

II・小協商國修正案 (Conf. D./C. G./119)

III・「波蘭」修正案 (Conf. D./C. G./111)

「機數及直接豫備器材ニ關スル數字ニ付テハ民用航空及國際航空齊察ノ問題ノ解決ヲ見タル上修正案ヲ提出ス」

「本條ハ「空軍特別委員會」又ハ各種提案ノ趣旨ヲ考慮ノ上起草委員會ニ付託スヘシ」

◎第三十七條

「締約國ハ自重三噸ヲ超ユル飛行機ヲ自國空軍々備中ニ保有セサルコトヲ約ス但シ軍隊輸送用及飛行艇ノ場合ヲ除ク最大自重三噸ヲ超ユル此種機ノ全細目ハ之ヲ毎年常設軍縮委員會ニ報告スヘシ」

△第三十七條ニ對スル修正案

I・「支」(Conf. D./C. G./84)「獨」(Conf. D./C. G./92)「換」(Conf. D./C. G./115)及「洪」(Conf. D./C.G. 116)修正案
「本條ヲ削除ス」

II・「蘇」修正案 (Conf. D./C. G./83)

III・「換」(Conf. D./C.G. 111)

「III」(Conf. D./C.G. 115)及「洪」(Conf. D./C. G./116)修正案
「本條ヲ左ノ如ク修正ス

「締約國ハ自國空軍中ニ自重三噸ヲ超ユル飛行機及水上飛行機ヲ有セサルコトヲ約ス」

◎第三十八條

◎第三十九條

「本條約期間中締約國ハ陸、海、空軍用ノ如何ナル飛行船ヲモ建造又ハ獲得スルヲ得ス但シ現ニ飛行船ヲ有スル締約國ハ之ヲ保有スルヲ得ルモ右期間中之カ代換ヲナスコトヲ得ス」

△第三十八條ニ對スル修正案

「獨」(Conf. D./C. G./92)「換」(Conf. D./C. G./115)及「洪」(Conf. D./C. G./116)修正案
「本條ヲ削除ス」

◎第三十九條

「自重ノ定義ハ附屬表第一ノ如シ」

△第三十九條ニ對スル修正案

「獨」(Conf. D./C. G./92)「支」(Conf. D./C. G./84)「換」(Conf. D./C. G./115)及「洪」(Conf. D./C. G./116)修正案
「本條ヲ削除ス」

◎第四十條

「本章附屬表ニ掲タル當該國割當テノ機數ヲ超ユル陸海空軍現用機ニシテ戰用ニ適スルモノハ本條約實施期間終了迄ニ除藉セラルルカ或ハ他ノ使途ニ充テラルヘシ右超過數ノ少クトモ半數ハ昭和十一年六月三十日迄ニ前記ノ如ク處分セラルヘキモノトス」

△第四十條ニ對スル修正案

I・「支」修正案 (Conf. D./C. G./84)

「本條ヲ左ノ如ク修正ス」

「各締約國陸、海、空軍ノ戰用ニ供シ得ル飛行機ハ本條約實施期間終了迄ニ除藉セラルルカ或ハ他ノ使途ニ充テラルヘシ本規定ハ昭和十一年六月三十日迄ニ少クトモ其ノ二分ノ一ニ付實施セラルヘキモノトス」

11・「希」修正案 (Conf. D./C. G./89)

「何ノ本條ニ關ベル修正案ヲ提出シム」

11・「獨」(Conf. D./C. G./92)「奧」(Conf. D./C. G./115) 及「洪」(Conf. D./C. G./116) 修正案

「本條ヲ削除ス」

◎第四十一條ニ對スル修正案

「第11十七條ニ掲タル自重ヲ超ユル飛行機ニシテ現ニ締約國ニ依リ保有セラルモノハ同條ニヨリ除外セラルモノノ外悉ク之ヲ本條ノ期間終了迄ニ廢棄セラルヘシ各締約國ニ付キ少クトモ其ノ半數ハ昭和十一年六月三十日迄ニ廢棄セラルヘキモノトス」

11・「支」(Conf. D./C. G./84)「獨」(Conf. D./C. G./92)「奧」(Conf. D./C. G./115) 及「洪」(Conf. D./C. G./116) 修正案

「本條ヲ削除ス」

11・小協商國修正案 (Conf. D./C. G./119)

「第一句末段ノ「廢棄セラルヘシ」ヲ「共同動作ノ爲ニ國際聯盟ノ使用ニ供セラルヘシ」ト修正シ且第二句ヲ削除ス」

◎飛行機表

「田」.....	「五〇〇	「エストニア」.....	「五〇〇
「英」.....	「五〇〇	「芬蘭」.....	「一五
「支」.....	「一〇〇	「佛」.....	「五〇〇
「智 惠 古」.....	「一〇〇	「希」.....	「七五
「丁」 抹」.....	「五〇	「伊」.....	「五〇〇

「田」.....	「五〇〇	「暹 羅」.....	「七五
「ラ メ ビ ャ」.....	「五〇	「西」.....	「一〇〇
「リバニア」.....	「五〇	「典」.....	「七五
「和 蘭」.....	「一五〇	「瑞 西」.....	「七五
「諾 威」.....	「七五	「土」.....	「一〇〇
「波 蘭」.....	「一〇〇	「蘇」.....	「五〇〇
「葡」.....	「一五	「米」.....	「五〇〇
「羅」.....	「一五〇	「ヨーロッパヴィア」.....	「一〇〇

△飛行機表ニ對スル修正案

11・「芬」修正案 (Conf. D./C. G./77)

「自國割當飛行機數ニ關シ留保ス」

11・「蘇」修正案 (Conf. D./C. G./83)

「本表ハ未完成ナルモノナルカ故ニ同表ニ關シ自國ノ決定的意見ヲ表明スルヲ得ス從テ該表ノ完成ヲ俟チ修正案ヲ出ス
ヒトアルベシ」

11・「土」修正案 (Conf. D./C. G./74)

「自國ニ割當テラレタル機數百ハ「土」ニ比較スル歐洲國ニ對スル割當數ニヨリ修正セラルヘシ」

四・「希」(Conf. D./C. G./89)「韓國」(Conf. D./C. G./95) 及「暹羅」(Conf. D./C. G./99) 修正案

「自國割當機數ニ關シ留保ス」

五、「波蘭」(Conf. D./C. G./111) 修正案

「自國割當機數ニ留保スルト共ニ右機數ハ「波蘭」近接國ノ空軍兵力及民用航空監督ノ有效程度等ヲ考慮シ定メラルヘキモノトス」

六、小協商國(Conf. D./C. G./119)修正案 「一般的留保」

(註)第三十六條ニ對スル修正案ノ項参照

七、「獨」(Conf. D./C. G./92)「換」(Conf. D./C. G./115)及「洪」(Conf. D./C. G./116)修正案 「本表ヲ削除ス」

第二目 各國態度ノ概要

一、「蘇」ノ見解

- (一) 「蘇」ハ一般的禁止ニ對シ除外例ヲ認ムルハ禁止其ノモノノ價值ヲ滅却スルモノナルカ故ニ「英」案第三十四條ノ除外例ヲ受諾スルヲ得ス
- (二) 吾人ハ一國政府カ自國民ニ對シ「空爆」ナル贈物ヲ假令警察目的ノ爲トハ云ヘナシタルコトヲ未タ聞キタルコトナシ「英」案ノ「遠隔ノ地方」トハ殖民地等ヲ指スモノナラムモ「蘇」ハ自國民ノ一部ニ對シ其ノ住居セル地方カ首府ヨリ遠キヲ理由トシ之ニ攻撃ヲ加フルノ意ナシ
- (三) 因テ「蘇」ハ「英」案ノ除外例ニ反対スルト同時ニ同一理由ニヨリ小協商諸國カ右除外例ヲ歐洲ニ限リタル修正案ニモ反対ス

二、「諾」ノ態度

- (一) 「英」案第三十四條除外例中ノ「遠隔」ナル語ハ何ヲ出發點トシテ遠隔ナルヤ明カナラス極メテ危險ナル規定タリ
- (二) 又警察用爆撃機カ開戦ノ場合戰用ニ供セストノ保障ハ何處ニアリヤ何レニセヨ「諾」ハ爆撃及其ノ準備ノ禁止ヲ行

フヘキモノナリト信ス

三、「支」ノ態度

- (一) 今日迄各國ノ有スル廣大ナル殖民地ノ秩序ハ空爆ヲ俟ツコトナク維持セラレタルカ故ニ假令ヨリ多クノ經費ヲ要シ且困難ヲ伴フトモ世界平和、安全保障及軍縮ノ爲從來ノ方法ヲ繼續スヘキナリ如何トナレハ警察用爆撃機所有國ハ之ヲ戰用ニ供シ得ヘケレハナリ
- (二) 過去十八ヶ月ノ間「支那」ハ空中爆撃ノ洗禮ヲ受ケタリ因テ小協商國修正案ノ如ク除外例ノ廢止ヲ歐洲ノミニ限ルヲ不當トナスモノナリ

四、「米」ノ態度

- (一) 「米」ハ空中爆撃ヲ何等ノ條件ヲ付セス且一般的ニ禁止スヘシトナスモノナリ而シテ戰時右禁止ヲ實效的ナラシムル唯一ノ方法ハ空中爆撃ヲ以テ重罪ナリトノ確信ヲ強カラシムルニアルヘシ
- (二) 然ルニ右ノ如キ確信及空爆ニ對スル道徳的制裁モ本件禁止ニ對シ除外例ノ存スル限り望ミナカルヘシ
- (三) 「英」カ自國行政上ノ理由ヨリ本除外例ヲ求ムルハ充分理解シ得ル處ナルモ内政上ノ理由ニヨリ空中爆撃全禁ヨリ來ル甚大ナル利益ヲ犠牲ニ供スヘキニハ非サルヘシ

五、「瑞西」ノ意見

- (一) 「英」案ノ除外例ハ空爆禁止ノ效力ヲ弱カラシムルモノナリ
- (二) 「瑞西」ハ自國ニ關スル軍備通報(Conf. D. 32)中ニ國防ノ必要上飛行機數ノ大増加ヲ余儀ナクセラレヲル旨ヲ述ヘ置キタルカ(百二十五機、七萬五千馬力)「英」案カ自國ニ與フル七十五機ニテハ不足ナリ

六、「英」ノ見解

- (一) 第三十四條除外例ニ對スル批難ハ豫期シ居レリ此ノ種爆撃ハ既ニ或種委任統治地域ニ於テ行ハレ國際聯盟國ノ知レ

ル處ナリシモ未タ何人モ之ニ對シ批難ヲ加ヘタルモノナシ

三三二

- (二) 世界ノ或地域ニ於テハ其ノ地形上又住民ノ散布セル事實ニ基キ又其ノ住民ノ性質既暴ニシテ近接良民住居地域ヲ脅ス事實ニ基キ之カ討伐ニ際シ空爆ニ倚ルヲ得ストセハ平時ヨリ多數ノ軍隊ヲ保持シ且一旦事アルノ時ニ於テハ多數ノ人命ヲ犠牲ニ供スルヲ覺悟セサルヘカラサルコトアリ

- (三) 因テ「英」トシテハ元來空爆禁止ヲ絕對且一般的ナラシメムコトヲ希望シテヤマサルモノナルモ此ノ種除外例ヲ主張セサルヲ得サル次第ナリ

- (四) 右除外例ニ拘ハラス「英」案ノ趣旨ニシテ實現セラレムカ世界空軍ノ勢力ハ實ニ半減セラルニ至ルヘク「一般委員會」ハ「英」案ノ此ノ利點ヲ忘ルヘキニ非ス

七、「イラク」ノ除外例要求

自國領域ノ秩序維持上空爆ヲ必要トスルモノナルカ故ニ此際自國內ニ於ケル一切ノ空中爆撃ヲ放棄スルヲ得ス

八、「蘭」ノ見解

第三十四條除外例ト同様ノ問題ハ化學兵器ノ問題ニ付テモ生シタル處ニシテ此種兵器ノ警察上ノ目的ヲ以テスル使用ハ純然タル國內問題ニシテ從テ國際條約ノ規定スル限りニ非ストシテ度外視セラレタリ空中爆撃ニ關シテモ同様タルヘキモノニシテ換言スレハ各國ハ條約上ノ規定ノ如何ニ拘ハラス國内上ノ必要ノ爲ニハ空中爆撃ヲ行ヒ得ヘク此ノ點ヨリ見レハ第三十四條ノ除外例ハ特ニ規定ヲ要スル迄ノコトナキ次第ナリ

(一) 他方右ノ如キ警察機ノ自重シテ假リニ三噸ヲ要スルモノトシ「英」條約案第三十七條ノ規定ヲ見ルニ同條ハ「締約國ハ自重三噸ヲ超ユル飛行機ヲ自國空軍々備中ニ保有セサルコトヲ約ス」

(二) トアルカ故ニ除外例ヲ設クトセハ寧ロ之ヲ右第三十七條ニ設クヘキモノナラスヤ

(三) 「蘭」其ノ他ノ代表部ノ反對アリタルニ鑑ミ民用航空ノ國際化ヲ「英」案中ニ規定セラレヲサルハ大ニヨシ

九、「佛」ノ聲明

(四) 「蘭」ハ第三十四條ハ魚雷ノ發射ヲモ禁止スルモノト解釋ス

(一) 空軍器材ハ陸軍器材ト異リ陸軍編成様式統一ノ如キ統一問題ヲ前提トセス從テ複雜ナル前提的條件ヲ必要トセサルモ速ニ軍用ニ轉化シ得ル民用航空ヲ考慮ニ容ルルコトハ絕對ニ必要ナリ

(二) 民用航空ノ軍用轉化防止ノ要領方法トシテハ之カ國際化ヲ行フヘシ世界的國際化不可能ナル場合ニ於テハ少クトモ特ニ之ヲ必要トスル地方ニ付キ其ノ適用ノ實現ニ努ムヘク又國際化ノ實現ヲ望ミ得ストセハ特定性能ヲ超ユル民用航空ニ對スル自動當設且實效的ナル監督ヲ加フヘシ

(三) 右條件ノ下ニ「佛」ハ空軍ノ制限及縮少ヲナスノ用意アリ但シ「英」案中ノ特定ノ具體的數字及方式ニ付テハ何レ自國意見ヲ述フル處アルヘシ

(四) 大空軍ヲ擁セサル國ハ右ノ如キ國カ他ノ軍備特ニ海軍々備ニ對スルモノト比較シ極メテ大ナル犠牲ヲ求メラレツツアルコト特ニ一朝戰爭ノ場合直チニ軍用ニ供シ得ラルル民用航空ニ對スル適當ナル措置ノ構シ居ラレサル今日之ニ對スル防禦手段タル軍用航空ニ對シ重大ナル犠牲ヲ求メラレツツアル困難ナル立場ニ付充分考慮セラレ度シ

十、「波蘭」ノ態度

(一) 「英」ノ内政上ノ立場ハ充分了解シ得ル處ナルモ空爆ノ禁止ハ絕對的ナラシメ空爆ノ爲ニスル準備及訓練ヲモ禁止スヘキモノナリト確信ス

(二) 自重ハ之ヲ劃一的ニ制限スヘキモノナリト信ス殊ニ空輸用機ニ付キテ然リ即チ軍隊輸送用ノ飛行機ニ付テモ「英」案ノ如ク除外例ヲ認メシテ之ニ對シ一般ニ加ヘラルヘキ自重ノ制限ヲ加フヘシトスルモノナリ

十一、小協商國ノ態度

(一) 小協商國ハ民用航空ノ國際化及國際航空警察ノ設置ヲ條件トシテ軍用航空ノ廢止ニ同意ス從テ第三章附屬表ニ掲クル數字ニ關シテモ右二問題ニ對スル解決如何ヲ知ルニ先チ何等決定の意見ヲ述フルヲ得ス

(二) 「英」條約案第四十一條ハ特定飛行機ノ破壊ヲ規定シ居ルモ右ノ如キ有力ナル航空機ハ共同動作ノ爲ニスル國際機關ノ使用ニ供スルヲ以テ國際平和組織ニ資スル所以ナリト云フヘシ

十二、「瑞典」ノ態度

(一) 民用航空ノ國際監督及國際化ヲ條件トシテ軍用航空ノ廢止ニ同意ス

(二) 「英」條約案カ現在ノ儘ニテ採擇セラルニ非スムハ其ノ第四十條及第四十一條ニ付テハ補正ノ要アルヘク又自國ニ割當ヲラレタル飛行機數ニ關シテモ他國ニ對スル割當數ニ大ナル修正ヲ加ヘラルニ於テハ修正ヲ求ムルコトアル

ヘシ

十三、「獨」ノ見解

(一) 十四年前「獨」ハ其ノ全空軍器材即チ飛行機一萬五千七百機、發動機二千七百臺、格納庫五百四十七ヲ破壊シタリ右破壊ハ一般的軍縮ノ前驅トナルヘキモノ即チ他ノ諸國ハ「獨」ニ續キテ夫々自國ノ空軍々備ヲ特ニ攻撃的ナルモノヲ廢スヘカリシナリ

(二) 因テ軍用航空ノ全廢空中爆撃ノ絕對禁止並民用航空ノ國際規律及監督ヲ行ヒテ其ノ軍用轉化ノ防止ヲ計リ以テ各國民ノ間ニ信賴ノ念ヲ確立スヘキナリ

第三目 「西」修正案 (Conf. D./C. G./55)

I. 一般原則

第一條 締約國ハ航空(航空船、飛行機、水上飛行機、「オートヂアイロ」、空港、人員)ハ今後戰用ニ供セラレサルヘシトノ原則及一切ノ空中爆撃禁止ノ原則ヲ受諾ス締約國ハ左ノ措置及今後常設軍縮委員會ノ提議ニ基キ採ラルルコトアル

ヘキ措置ニ基キ右原則ヲ適用スルコトヲ約ス

II. 陸軍及海軍航空

第二條 國際航空本部 (Direction internationale de l'Aéronautique) (註) ラ壽府ニ置ク右事務局ノ性質ハ國際的ナルモノトシ其ノ理事會ハ右目的ノ爲軍縮會議ノ指名スル國ノ代表者ヨリ組織ス

D、I、Aノ表決ハ多數決トス

(註) D、I、Aト略ス

第三條 締約國ハ戰用機ト認ムヘキ現存機ヲ決定ス今後ノ機ニ付テモ同様ノ權能ヲ有スルモノトス

第四條 戰用器材トシテ決定セラレタルモノハ條約實施以外十二ヶ月以内ニD、I、Aノ定ムル方法順序及期限ニ之ヲD、I、Aノ使用ニ供スヘシ

D、I、Aハ右器材ノ使途ヲ定ムD、I、Aハ其ノ破棄ヲ決スルヲ得

第五條 D、I、Aハ戰用機ト認ムヘキ現存機ヲ決定ス今後ノ機ニ付テモ同様ノ權能ヲ有スルモノトス

第六條 締約國ハ自國領域内ニ於テD、I、Aニヨリ戰用機ト決定セラレタル一切ノ機及部分品ノ製造、貯藏及取引ヲ禁止スルコトヲ約ス

第七條 締約國ハ戰用又ハ空爆ノ爲ニスル使用ノ目的ヲ以テスル地上施設ノ設備ヲ禁スルコトヲ約ス

第八條 締約國ハ軍用又ハ空爆用ノ爲ニスル人員ノ訓練ヲ禁スルコトヲ約ス

III. 民用航空

第九條 締約國ハD、I、Aノ下ニ國際航空網 (R、I、A) ヲ建設スルコトヲ約ス

R、I、Aハ左ヲ持分トス

右航空網ノ獨占

現存又ハ今後作成スヘキ地上設備

R、I、Aハ自己カ航空路及器材ニ關シ徵收ヲ行フ現存航空大企業ノ資本ヲ其ノ負債トス

第十條 締約國ハR、I、Aニ移動器材、土地及其ノ運用ニ必要ナル他ノ器材ヲ所有セシムルニ必要ナル法律的措置ヲ採ルヘキコト及器材土地等ニ關シR、I、Aニ與フヘキ讓渡ニ關シ疑アル場合ニハD、I、Aハ技能ノミヲ標準トシ右委員會ノ人員ヲ選任ス右委員會ノ國際性ハ缺員ノ廣況且公平ナル公表及競爭試験ニヨリ確保セラルヘシ

第十一條 R、I、AハD、I、Aノ任命スヘキ專門及商業委員會ニヨリ管理セラルD、I、Aハ技能ノミヲ標準トシ右委員會ノ人員ヲ選任ス右委員會ノ國際性ハ缺員ノ廣況且公平ナル公表及競爭試験ニヨリ確保セラルヘシ

最初ノ十年間ニ付キテハR、I、Aノ人員中ニ何國モ自國々民ヲシテ操縦者總數ノ二十五「パーント」及陸上人員ノ二十五「パーント」以上ヲ占メ得ナル様ナスヘシ

第十二條 D、I、Aハ比較的重要ナラサル航空路ニシテ一國又ハ數國ニヨリ建設又ハ維持ノ求メラレタルモノニ付承認ヲ與フヘタ右ニ際シ

(a) 収入ノ缺損ハ軍事的價値ノ推定ヲ可能ナラシムルコト
(b) 當該航空路ハ其ノ真ニ必要トスル以上ノ噸數及速力ノ機ヲ有スヘキニアラサルコト

ヲ參酌スヘシ

第十三條 締約國ハ比較的重要ナラサル航空路ニ對スル補助金下付ニ付D、I、Aノ承認ヲ受クヘシ

締約國ハ右航空路ニ對シ自國ノ下付スル補助金ノ二十五「パーント」ニ相當スル金額ヲD、I、Aニ支拂フヘン

第十四條 締約國ハ左ノ目的ヲ有スル地上設備ニ關シD、I、Aノ指示ニ從フコトヲ約ス

(イ) R、I、A航空路ト國內航空路トノ調整

(ロ) 地上設備ノ民用的使途

第十五條 締約國ハR、I、A所屬機ニ對シ自國領域上空飛行、着陸及出發ノ自由ヲ確保スルコトヲ約ス

IV 警察ニヨル監督

第十六條 締約國ハD、I、Aニ對シ定期的に自國領域ニアルR、I、A所屬機ノ移動、所在地、飛行及飛行時間表並自國航空路使用機ニ關シ報道ヲ提出スヘシ

第十七條 締約國ハR、I、Aニ勤務スル人員及自國航空路ニ勤務スル人員ニ對シ一切ノ兵役勤務ヲ免除スルコトヲ約ス

第十八條 D、I、A左ノ職務ヲ有スル國際航空警察ヲ組織ス

(イ) 前記諸規定遵守ノ確保

(ロ) 國際聯盟理事會ニ對スル情報ノ供與及戰爭ノ防壓

右國際警察ハ國際聯盟理事會全會一致ニヨリ承認セラレタル援助ニ關スル世界的又ハ地方的協定カ規約違反ノ場合ニ於ケル規約遵守確保方ヲ規定シ且其ノ手續ヲ定メタルトキハ之ヲ右目的ノ爲使用スルコトヲ得

但シ國際警察ハD、I、Aニヨリ戰用機ト認メラレタル機ヲ所有スルコトナシ

第十九條 締約國ハ監督及本條約規定ノ實施確保ノ爲ニスル措置ニ關シD、I、A代表者又ハ國際聯盟理事會ニ對シ便宜ヲ與フルコトヲ約ス

第二十條 締約國ハ國際航空警察所屬機ニ對シ自國領域上空通過著陸及出發ノ自由ヲ與フルコトヲ約ス

第四目 空中爆擊ニ關スル我方ノ聲明

昭和八年六月八日前「一般委員會」ニ於テ佐藤全權ハ空中爆擊ニ關シ左ノ如ク我方態度ヲ宣明シタリ

(一) 日本代表部ハ空爆問題ニ關スル自國見解ヲ自國々防上ノ見地ヨリ極メテ卒直ニ披瀝セントス
(二) 過半ノ空爆禁止ニ關スル討議ニ於テ多數ハ無條件全廢ヲ主張シタルモニ、三ノ代表部ハ之ニ若干ノ條件ヲ附セリ即時無條件ニ付全廢ヲ說クハ勿論結構ナルモ自國ノ特殊的事情ニ基ク條件ヲ附スヘク余儀ナクセラル、モノヲ批難スヘキニ非ス

日本代表部又其ノ國防上ノ若干懸念カ排除セラル、ニ於テハ空爆全禁ヲ受諾シ得ヘシ

(三) 全禁ノ爲ニハ日本ハ (イ) 航空母艦全廢及着甲板又ハ臺裝置全禁(ロ) 民用航空ノ戰時軍用轉換防止及爆擊禁止ノ確實ナル勵行ヲ期シ得ルト認メラル、協定ノ成立ヲ必要トス(次テ我國ノ地理上其ノ主要都市ハ空爆ニ曝露セラレ居ル點ヲ充分説明シ)

(四) 民用航空日進ノ發達及其ノ戰時軍用轉化ノ極メテ容易ナルニ鑑ミ民用航空ノ有效ナル軍用轉化防止ヲ講セサル限リ民用航空未發達ノ國ハ其ノ發達セル國ノ空爆ノ脅威ヲ受クル次第ナリ

英案ハ右ニ關シ若干ノ規定ヲ設ケ居ルモ充分トハ云ヒ難シ尤モ本點ハ從來相當論議シ盡サレ居ルモノナルヲ以テ余ハ航空母艦問題ニ付比較的詳細ニ論スヘシ

(五) 客年空軍委員會ハ多數ヲ以テ航空母艦及着甲板裝備艦船ヲ以テ特ニ進攻的ノモノナリト認メタル處英案ハ海軍問題ニ關シ主要ナル質的及量的問題ニ觸レス航空母艦ニ付テモ同様全然言及スルコトナシ此ノ際日本政府カ本件解決ヲ最モ重視スルモノナルコトヲ明カニシ置キタシ

(六) 或ハ空爆ニシテ全禁セラレンカ日本ノ懸念ハ排除セラル、ニ非スマト云フ者アランモ問題ハ然ク簡單ニ非ス化學戰問題討議ノ際余ハ數次ニ亘リ化學兵器ノ使用ヲ絕對ニ禁止シ復仇ノ場合ニ於テスラ之ヲ禁スヘキ旨ヲ主張セルモ幹部會ノ容ル、所トナラス英條約案ノ如キモ却テ防禦用訓練及器材ヲ容認セリ

余ヲ以テ云ハシムレハ化學兵器ノ恐ルヘキハ空軍兵器ニ優ルコト萬々ニシテ戰鬪員一般市民ノ辨別ナク災害ヲ及ホスモノナリ而カモ尙幹部會カ右ノ如キ決定ヲナセルハ禁止ノ違反ヲ豫見セルニ基クモノナリ

(七) 斯クノ如キ事情ノ下ニ於テ吾人カ航空母艦及之ト類似艦船ノ存スル限り爆擊ノ危險存ストナスハ當然ニシテ又航空母艦ノ裝備ハ侮ルヘカラサルモノアリ只着甲板ハ比較的其ノ弱點タルヲ以テ之カ對抗手段ノ一タル爆擊ヲ何等ノ對價ナク手離スハ不可能ナリ

(八) 倫敦條約ハ航空母艦ニ對シ大ナル制限ヲ加フルコトナカリキ右倫敦條約タルヤ永キ且困難ヲ極メシ交渉ノ結果成リシモノニシテ本來ナラハ關係國間ニ輿論ノ鎮靜ヲ齎スヘカリシニ拘ハラス豫期ニ反シ寧ロ不安ノ念ヲ生セシメタリ現ニ激越ナル演說ハ諸所ニ試ミラレタリ從テ倫敦會議ノ結果ハ安全感ヲ強メタリト云フヲ得ス是即チ本件ノ如キ重大決定ヲナスニ當リ再考驗踏セシメラル、所以ナリ

(九) 余ハ極メテ卒直ニ戰爭手段トシテノ空爆ニ對スル日本代表部ノ見解ヲ披瀝シタリ終リニ臨ミ日本代表部ハ常ニ一般市民ヲシテ一切ノ戰禍ヨリ免レシムルコトヲ所願スルモノナルカ故ニ客年七月二十一日一般市民ニ對スル空爆全禁ニハ進ンテ贊意ヲ表シタル點及余ノ聲明ハ日本ノ地理的特殊條件ニ基キ全ク一般的見地ヨリナサレタルモノニシテ何等具體の場合ヲ目視シ居ラサルコトヲ附言ス

第五目 我方聲明ニ對スル「英」「米」ノ陳述

前記我方聲明ノ終リタルトキハ殆ント午後一時半ニ垂ムトシヲリタルヲ以テ議長ハ其ノ通譯ヲ同日午後ノ會合ニ讓リ度キコト右會合ハ佐藤全權聲明ト關聯シ行ハルヘキ「英」「米」代表ノ陳述ニ充テラルヘキ旨ヲ述ヘタルカ右「英」「米」陳述ノ要旨左ノ如シ

一、「米」

佐藤全權ハ今朝最モ重要ナル聲明ヲナサレタルニ付余モ亦簡單ニ所見ヲ述ヘタシ同全權ハ化學戰問題ニ言及セルカ「米」ノ支持シツ、アル「英」案ハ一切ノ點ニ於テ「米」代表部ニ満足ヲ與フルモノニ非ナルモ調和アル一體ヲ成スモノニシテ化學戰問題ニ付吾人ノ與ヘタル解決モ完全ト云フ次第ニ非ナルモ直ニ實現シ得ルモノナルカ故ニ受諾セルナリ又空爆禁止問題ハ他ノ軍事的諸問題ト關聯スル所アルハ事實ナルモ本件ハ軍縮會議本來ノ附議事項タルノミナラス其ノ實現ハ會議ノ一大進歩タルヘク一切ノ國ニ安堵ヲ與フヘキ性質ノモノタリ因テ吾人ハ其ノ及ホ好影響ノ大ナルニ鑑ミ民衆ノ立場及利益ノミニ固著セス又單ニ軍事的見地ノミヨリ考慮スルコトナク其ノ實現方ヲ計ルヘキモノナリト信ス佐藤全

權ハ倫敦條約ハ安全感ヲ強ムルコトナカリシト云ヘルカ右ハ初耳ナリ國際間ニ存スル不安ノ念ハ決シテ單一ノ原因ヨリ來ルモノニハ非ス日本ノ不安モ倫敦條約以外ノ原因ヨリ來ルニ非ナルヤ

二、「英」

日本代表ハ華府倫敦兩條約ニ言及セラレタルカ其ノ言辭極メテ概略的ナリシヲ以テ茲ニハ細論セサルヘシ從テ實際的見地ヨリ日本代表ノ言ニ對シ意見ヲ述フヘシ會議現狀ハ英案各章別ノ解決ヲ以テ議事進行上ノ捷徑トナスモノト認ムル處同代表ノ云フ所ハ同時ニ數字ニ亘ルモノトノ觀ヲ與ヘタリ尤モ日本カ航空母艦問題ヲ重視セラル、ハ充分了解シ居レリ因テ英案第三十五條ニ從と諸般ノ見地ヨリ常設軍縮委員會ヲシテ同問題ノ研究ヲ行ハシメ三十五年ノ會議ニ掛クレハ可ナルヘシ但シ英ハ日本聲明カ英案第三十四條ニ對スル新ナル「コンプリケーション」タラサラムコトヲ望ム

三、「西」

「マダリアガ」ハ西班牙提案ノ趣旨ニ依リ軍用航空ヲ全廢セハ日米兩代表共同時ニ満足ヲ得ルニ非セヤト述へ滿場ヲ笑セシム

第六目 「英」「米」陳述ニ對スル我方ノ反駁

第五目記載「英」「米」特ニ「米」ノ陳述ニ對シ佐藤全權ハ直チニ左ノ如ク反駁ヲ加フル處アリタリ

一、「本朝余ノ述ヘタル處カ」「一般委員會」特ニ直接關係國ニヨリ充分考究セラルレハ大ニ欣幸ナリ

「米」代表所言中ニハ余ノ首肯シ難キ點アルモ此ノ際右ニ關シ議論ヲ行フノ意思ナシ

二、日本代表部カ空爆問題ト海軍問題トノ間ニ相關々係ヲ認ムルハ四圍海洋ニ圍繞セラレ居ル日本ノ特殊地位ニ因ル右ニ關シテハ長キ討議ヲ必要トスヘキモノハ日本代表部ノ罪ニアラス如何トナレハ「一般委員會」ハ三軍全部ニ關シ討議ヲ行フヘキモノナレハナリ

三、「米」代表ハ一般的利益ノ爲ニハ日本ノ有スル特殊的立場及懸念等ヲ犠牲ニ供セヨトノ趣旨ヲ述ヘラレタリト解スル

モ余ハ之ヲ承服スル能ハス一般利益ノ爲一國ノ特殊要求ヲ放棄スルニ先チ右放棄ヨリ來ル犠牲ノ程度ヲ知ルヘク事國防ニ關スル本問題ニ付キ日本ノ安全感ニ對シ如何ナル對價カ與ヘラル、ヤヲ先ツ知ルニ非スムハ一般利益ノ爲自國ノ見解ヲ放棄スルヲ難シトス

四、余ノ聲明ハ空爆問題ニ對スル帝國ノ特殊的地位ヲ卒直ニ述ヘタル迄ニテ決シテ議事ヲ複雜ナラシムル意圖ニ依ルニ非ス因テ一般委員會幹部會又ハ私の交渉等ニ於テ直接關係國代表ト商議ヲナスニ客ナラス又日本ノ不安ヲ除去スル方策他ニ在リヤ否ヤニ付テモ充分協議研究ニ應スヘシ